

平成29年（2017年）

第1回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2017.2.17 調製

平成29年(2017年)第1回町田市議会定例会日程一覧表

※2月17日(金) 告示 議案配付 議会運営委員会
 ※2月21日(火) 正午 一般質問通告締切
 ※2月21日(火) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ
 2月22日(水) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
2	24	金	本会議 議会運営委員会	平成28年度包括外部監査の結果報告書の説明について 第30号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第26号議案、第33号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 付託 第1号議案～第6号議案	4 常任委員会同時開催
			常任委員会	総務・健康福祉・文教社会・建設	
	25	土			
	26	日			
	27	月	議事整理		
	28	火	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 — 質疑 — 表決 市長の施政方針 第7号議案～第25号議案、 第27号議案～第29号議案、 第31号議案、第32号議案、 第34号議案～第36号議案 — 提案理由説明 第37号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決	
3	1	水	議案説明会		
	2	木	議案説明会 全員協議会		代表質疑通告締切 午後3時
	3	金	本会議	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	4	土			
	5	日			
	6	月	本会議	一般質問	請願・陳情受付締切 午後5時
	7	火	本会議 議会運営委員会	一般質問	
	8	水	本会議	一般質問	
	9	木	本会議	一般質問	
	10	金	本会議 議会運営委員会	第13号議案～第25号議案、 第27号議案～第29号議案、 第31号議案、第32号議案、 第34号議案～第36号議案 — 質疑 — 付託 第7号議案～第12号議案 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	11	土			
	12	日			
	13	月	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	火	常任委員会	総務・健康福祉	
	15	水	常任委員会	文教社会・建設	
	16	木	常任委員会	文教社会・建設	
	17	金	常任委員会	常任委員会予備日	

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
3	18	⊕			
	19	⊕			
	20	⊕			
	21	火	議事整理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分
	22	水	議事整理		
	23	木	議事整理		
	24	金	議事整理		
	25	⊕			
	26	⊕			
	27	月	議事整理		
	28	火	本会議 議会運営委員会	常任委員会審査報告 _____ 質疑 _____ 表決 議員提出議案 _____ 提案理由説明 _____ 質疑 _____ 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成29年第1回定例会は、2月24日（金）に招集され、3月28日（火）までの33日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算12件、条例12件、その他が13件となっています。

予算案は、平成29年度（2017年度）町田市一般会計予算などが上程されています。条例案は、町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市一般会計補正予算（第5号） |
| 第2号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号） |
| 第3号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 第4号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第3号） |
| 第5号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号） |
| 第6号議案 | 平成28年度（2016年度）町田市病院事業会計補正予算（第2号） |
| 第7号議案 | 平成29年度（2017年度）町田市一般会計予算 |
| 第8号議案 | 平成29年度（2017年度）町田市国民健康保険事業会計予算 |
| 第9号議案 | 平成29年度（2017年度）町田市下水道事業会計予算 |
| 第10号議案 | 平成29年度（2017年度）町田市介護保険事業会計予算 |
| 第11号議案 | 平成29年度（2017年度）町田市後期高齢者医療事業会計予算 |
| 第12号議案 | 平成29年度（2017年度）町田市病院事業会計予算 |

第 1 3 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、職員の休業、休暇制度に係る条例（5本）の規定を一括して整備するため、所要の改正をします。

第 1 4 号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 1 5 号議案 町田市土地開発基金条例の一部を改正する条例

※ 土地開発基金の運用額を見直すとともに、一部を処分することができるようにするため、所要の改正をします。

第 1 6 号議案 町田市消費生活センター条例の一部を改正する条例

※ 消費者安全法の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 1 7 号議案 町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

※ 介護保険法の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 1 8 号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

※ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例（3本）の規定を一括して整理するため、制定をします。

第 1 9 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

※ 学童保育クラブ育成料を改定するため、所要の改正をします。

第 2 0 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

※ 保育料を改定するため、所要の改正をします。

第 2 1 号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

※ 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第 2 2 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

※ 東京都河川流水占用料等徴収条例の改正に合わせて、町田市の特定公共物の占用料を東京都の河川等の占用料と同額に改めるため、所要の改正をします。

第 2 3 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 町田都市計画竹桜地区地区計画の都市計画変更に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 2 4 号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

※ 公職選挙法施行令の改正に伴う国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引き上げに合わせて、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を引き上げるため、所要の改正をするものです。

第 2 5 号議案 包括外部監査契約の締結について

※ 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定に基づく包括外部監査契約を締結するものです。

第 2 6 号議案 小野路球場夜間照明施設設置工事請負契約の変更契約

※ 秋の長雨の影響により工事に遅れが生じているため、履行期限を 2017 年 3 月 17 日から 2017 年 3 月 30 日に変更するものです。

第 2 7 号議案 東急田園都市線南町田駅南北自由通路整備事業及び南町田駅改札等設置事業に係る工事に関する施行協定

※ 南町田拠点創出まちづくりプロジェクトに伴い、南町田駅の南北を結ぶ自由通路の整備及び改札等移設を行うため、東京急行電鉄株式会社と施行協定を締結するものです。

第 2 8 号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業執行に関する協定の一部を変更する協定

※ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業について、2016 年 11 月 28 日付けで施行認可を受けた事業計画に沿って金額を変更するために、協定を変更するものです。

第 2 9 号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業鶴間公園南調整池再整備工事（施行地区外流域分工事）に関する施行協定の一部を変更する協定

※ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業について、2016 年 11 月 28 日付けで施行認可を受けた事業計画に沿って金額を変更するために、協定を変更するものです。

第 3 0 号議案 土地の買入れについて

※ 町田都市計画緑地事業第 3 2 号香山緑地用地 13,425.06 m²を町田市土地開発公社から買入れるものです。

第 3 1 号議案 町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約の一部を変更する契約

※ 契約期間満了日を2017年3月31日から2017年10月31日に変更するものです。

第 3 2 号議案 町田市公共下水道事業（2017年度から2018年度までの事業の一部）に関する業務委託契約

※ 鶴川処理区及び町田処理区の区域内における污水管渠整備事業の一部並びに雨水管渠整備事業の業務委託契約をするものです。

第 3 3 号議案 町田市公共下水道根幹的施設(鶴川ポンプ場)の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定

※ 鶴川ポンプ場沈砂池設備更新工事（27・28年度工事）において工事完了による協定金額の精算に伴い協定額の減額変更を行うものです。

第 3 4 号議案 市道路線の認定について

※ 開発行為により築造された道路等を市道に認定するものです。（町田907号線その他の合計18路線）

第 3 5 号議案 市道路線の廃止について

※ 道路としての機能のない路線等の市道を廃止するものです。（鶴川329号線その他の合計6路線）

第 3 6 号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について

※ 2017年度一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

第 3 7 号議案 指定金融機関の指定について

※ 平成29年（2017年）7月1日から平成31年（2019年）6月30日までの間（株）横浜銀行を町田市指定金融機関に指定するものです。

平成28年度3月補正予算

3月補正予算の概要

3月補正予算では、子育て・教育環境のさらなる充実のため、新たな「まちとも」推進事業における学習活動のためのICT機器の整備、及び鶴川第一小学校の体育館棟改築工事などの前倒しを、国の補正予算を活用して実施します。

また、高齢者福祉施設で看取り対応の環境を整備するための補助事業や、鶴川駅南側の自転車駐車場用地取得を実施します。

そのほか、事業の執行見込み等にあわせた補正を行います。

一般会計	△6億 870万 2千円
特別会計	△35億 4,840万 1千円
計	△41億 5,710万 3千円

一般会計補正予算の主な内容

1 子育て・教育環境のさらなる充実のために

- ・新たな「まちとも」推進事業 2,330万円
- ・鶴川第一小学校改築事業 4億6,130万円

2 その他

- ・看取り対応改修補助事業 373万円
- ・鶴川駅南側自転車駐車場整備事業 2億8,895万円
- ・契約差金等の更正減 △25億2,522万円
- ・特別会計繰出金 △2億1,538万円
- ・財政調整基金積立金 8億7,298万円

特別会計の補正額

- ・国民健康保険事業会計 △4億5,300万円
- ・下水道事業会計 △11億5,975万円
- ・介護保険事業会計 △11億9,118万円
- ・後期高齢者医療事業会計 2億9,983万円
- ・病院事業会計 △10億4,430万円

2016年度3月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		147,936,748	54.8	△ 608,702	147,328,046	55.4
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,542,198	19.1	△ 452,998	51,089,200	19.2
	下 水 道 事 業 会 計	12,663,782	4.7	△ 1,159,754	11,504,028	4.3
	介 護 保 険 事 業 会 計	31,476,999	11.6	△ 1,191,182	30,285,817	11.4
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,731,956	3.6	299,828	10,031,784	3.8
	病 院 事 業 会 計	16,729,275	6.2	△ 1,044,295	15,684,980	5.9
	収 益 的	15,290,470	5.7	△ 1,044,295	14,246,175	5.4
	資 本 的	1,438,805	0.5	—	1,438,805	0.5
小 計		122,144,210	45.2	△ 3,548,401	118,595,809	44.6
合 計		270,080,958	100.0	△ 4,157,103	265,923,855	100.0

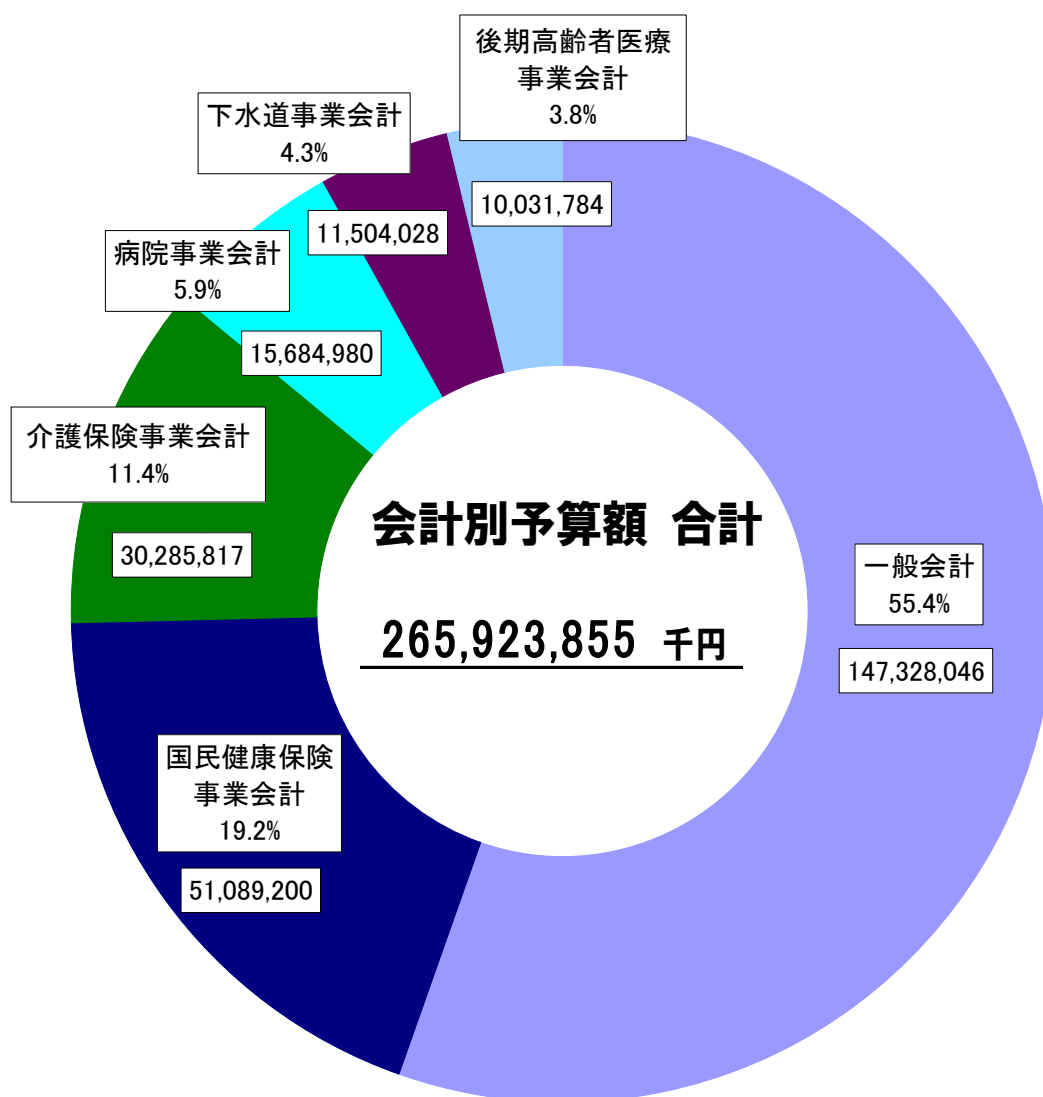
【概要】

- 特別会計も含めた補正額△41億5,710万3千円のうち、一般会計の補正額は△6億870万2千円で、補正後の予算総額2,659億2,385万5千円に対する一般会計の構成比は55.4%となります。
- 国民健康保険事業会計の補正額は△4億5,299万8千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。
- 下水道事業会計の補正額は△11億5,975万4千円で、主に管渠費の減額に伴う補正です。
- 介護保険事業会計の補正額は△11億9,118万2千円で、主に保険給付費の減額に伴う補正です。
- 後期高齢者医療事業会計の補正額は2億9,982万8千円で、主に広域連合納付金の増額に伴う補正です。
- 病院事業会計の補正額は△10億4,429万5千円で、主に給与費、材料費の減額に伴う補正です。

2016年度 会計別予算構成

<3月補正後>

(単位:千円)



2016年度3月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	67,328,486	45.5	630,000	67,958,486	46.1
2. 地 方 譲 与 税	677,001	0.5	—	677,001	0.5
3. 利 子 割 交 付 金	173,000	0.1	△ 51,900	121,100	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	951,000	0.7	△ 475,500	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	562,000	0.4	△ 73,060	488,940	0.4
6. 地方消費税交付金	8,436,000	5.7	—	8,436,000	5.7
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	329,001	0.2	△ 16,450	312,551	0.2
9. 地方特例交付金	308,000	0.2	7,919	315,919	0.2
10. 地方交付税	782,949	0.5	—	782,949	0.5
11. 交通安全対策特別交付金	53,000	0.0	—	53,000	0.0
12. 分担金及び負担金	1,531,626	1.0	—	1,531,626	1.1
13. 使用料及び手数料	3,247,857	2.2	△ 8,112	3,239,745	2.2
14. 国 庫 支 出 金	27,851,830	18.9	△ 175,090	27,676,740	18.8
15. 都 支 出 金	18,270,361	12.4	△ 522,964	17,747,397	12.0
16. 財 産 収 入	689,568	0.5	164,578	854,146	0.6
17. 寄 附 金	40,952	0.0	—	40,952	0.0
18. 繰 入 金	3,585,379	2.4	△ 35,535	3,549,844	2.4
19. 繰 越 金	4,581,315	3.1	—	4,581,315	3.1
20. 諸 収 入	1,224,023	0.8	46,212	1,270,235	0.9
21. 市 債	7,273,400	4.9	△ 98,800	7,174,600	4.9
歳 入 合 計	147,936,748	100.0	△ 608,702	147,328,046	100.0

【概要】

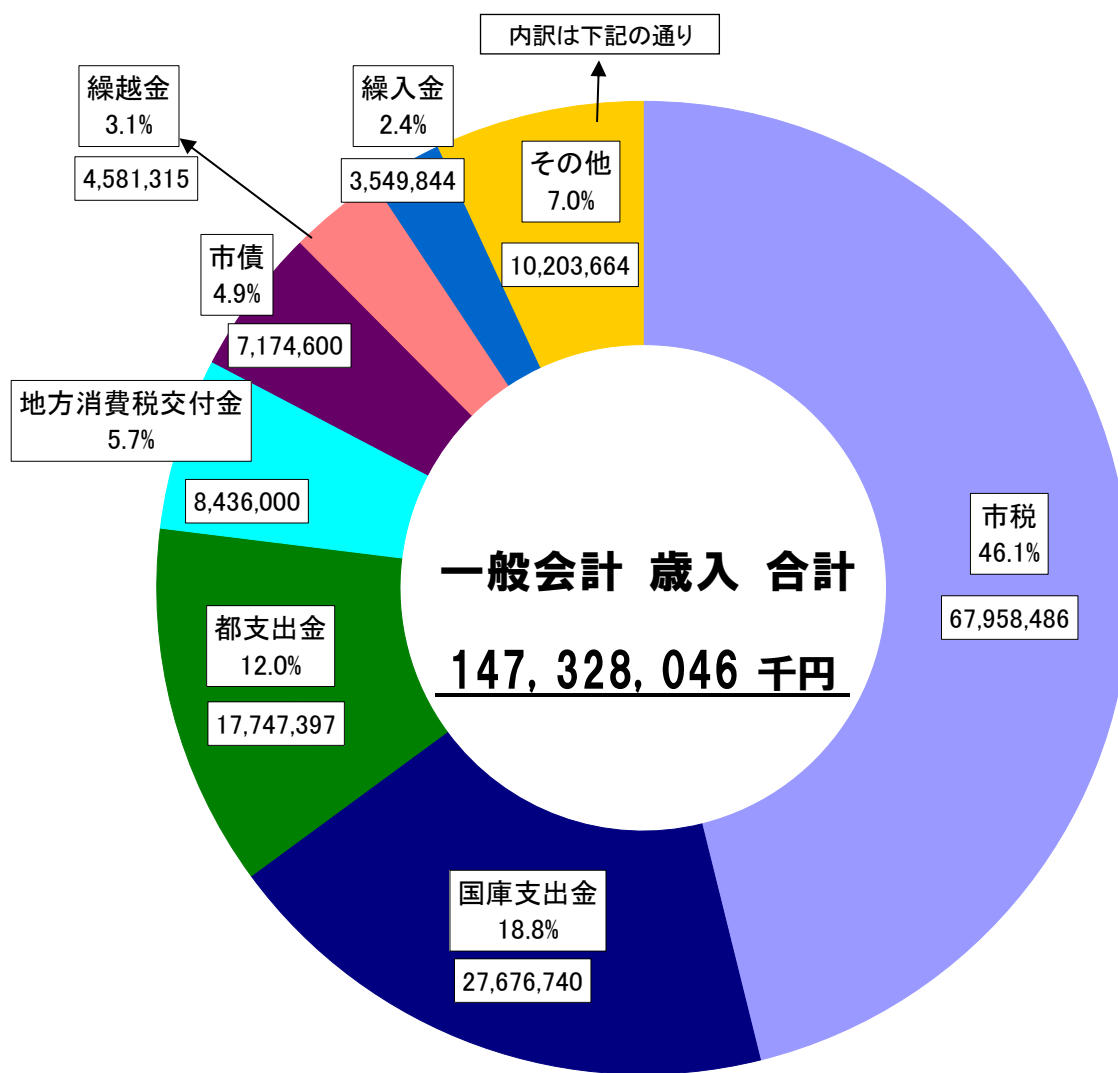
3月補正予算の主なもの

- 款 1. 市税 個人市民税(5.2億円)、法人市民税(0.8億円)、軽自動車税(0.3億円)
- 款 4. 配当割交付金 配当割交付金(△4.8億円)
- 款14. 国庫支出金 学校施設環境改善交付金(1.0億円)、自立支援費負担金(0.9億円)
臨時福祉給付金等給付費補助金(△1.4億円)
社会資本整備総合交付金(△1.0億円)、保育所等整備交付金(△1.0億円)
- 款15. 都支出金 保険基盤安定負担金(1.0億円)、自立支援費負担金(0.4億円)
都市計画費補助金(△1.8億円)、保育対策総合支援事業費補助金(△0.9億円)
生活保護費負担金(△0.6億円)、耐震改修費補助金(△0.6億円)
- 款16. 財産収入 土地売払収入(1.6億円)
- 款21. 市債 学校施設整備事業債(1.5億円)、自転車駐車場整備事業債(1.3億円)
都市計画事業債(△2.3億円)、児童福祉施設整備事業債(△0.7億円)

2016年度 一般会計 歳入予算内訳

<3月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,239,745	配当割交付金	475,500
分担金及び負担金	1,531,626	地方特例交付金	315,919
諸収入	1,270,235	自動車取得税交付金	312,551
財産収入	854,146	利子割交付金	121,100
地方交付税	782,949	交通安全対策特別交付金	53,000
地方譲与税	677,001	寄附金	40,952
株式等譲渡所得割交付金	488,940	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2016年度3月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	679,921 (0.4%)	△ 1,860	678,061 (0.5%)	—	—	—	—	△ 1,860
2. 総務費	17,844,023 (12.1%)	776,938	18,620,961 (12.6%)	△ 1,212	△ 73,601	△ 88,700	△ 4,561	945,012
3. 民生費	77,205,234 (52.2%)	△ 562,328	76,642,906 (52.0%)	△ 72,494	△ 96,269	△ 86,500	△ 70,277	△ 236,788
4. 衛生費	12,887,468 (8.7%)	△ 406,934	12,480,534 (8.5%)	△ 31,179	△ 28,931	△ 2,400	△ 35,452	△ 308,972
5. 労働費	38,421 (0.0%)	—	38,421 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	366,039 (0.2%)	△ 270	365,769 (0.2%)	—	—	—	—	△ 270
7. 商工費	870,798 (0.6%)	△ 12,778	858,020 (0.6%)	—	—	—	△ 10,849	△ 1,929
8. 土木費	11,490,980 (7.8%)	△ 623,147	10,867,833 (7.4%)	△ 166,088	△ 275,703	△ 110,800	15,371	△ 85,927
9. 消防費	5,374,724 (3.6%)	0	5,374,724 (3.6%)	—	3,538	26,400	—	△ 29,938
10. 教育費	14,742,231 (10.0%)	295,603	15,037,834 (10.2%)	95,883	△ 51,998	163,200	△ 4,931	93,449
11. 災害復旧費	86 (0.0%)	—	86 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,336,823 (4.3%)	△ 73,926	6,262,897 (4.3%)	—	—	—	—	△ 73,926
13. 予備費	100,000 (0.1%)	—	100,000 (0.1%)	—	—	—	—	—
歳出合計	147,936,748 (100.0%)	△ 608,702	147,328,046 (100.0%)	△ 175,090	△ 522,964	△ 98,800	△ 110,699	298,851

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 財政調整基金積立金 (8.7億円)、公共施設整備等基金積立金 (2.0億円)
- 款3. 民生費 自立支援給付費 (1.8億円)、後期高齢者医療事業会計繰出金 (1.4億円)
介護保険事業会計繰出金 (△2.0億円)、認定こども園整備費補助金 (△1.4億円)
年金生活者等支援臨時福祉給付金 (△0.8億円)
国民健康保険事業会計繰出金 (△0.8億円)
保育士宿舎借上事業費補助金 (△0.7億円)
障がい者日中活動系サービス推進事業補助金 (△0.5億円)
- 款4. 衛生費 資源化施設整備費 (△1.8億円)、深夜小児初期救急業務委託料 (△0.3億円)
- 款8. 土木費 鶴川駅南側自転車駐車場整備事業用地購入費 (2.9億円)
物件補償料 (△2.4億円)、緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金 (△1.5億円)
小野路公園整備工事費 (△1.1億円)、野津田公園用地購入費 (△1.0億円)
- 款10. 教育費 鶴川第一小学校改築事業費 (4.6億円)

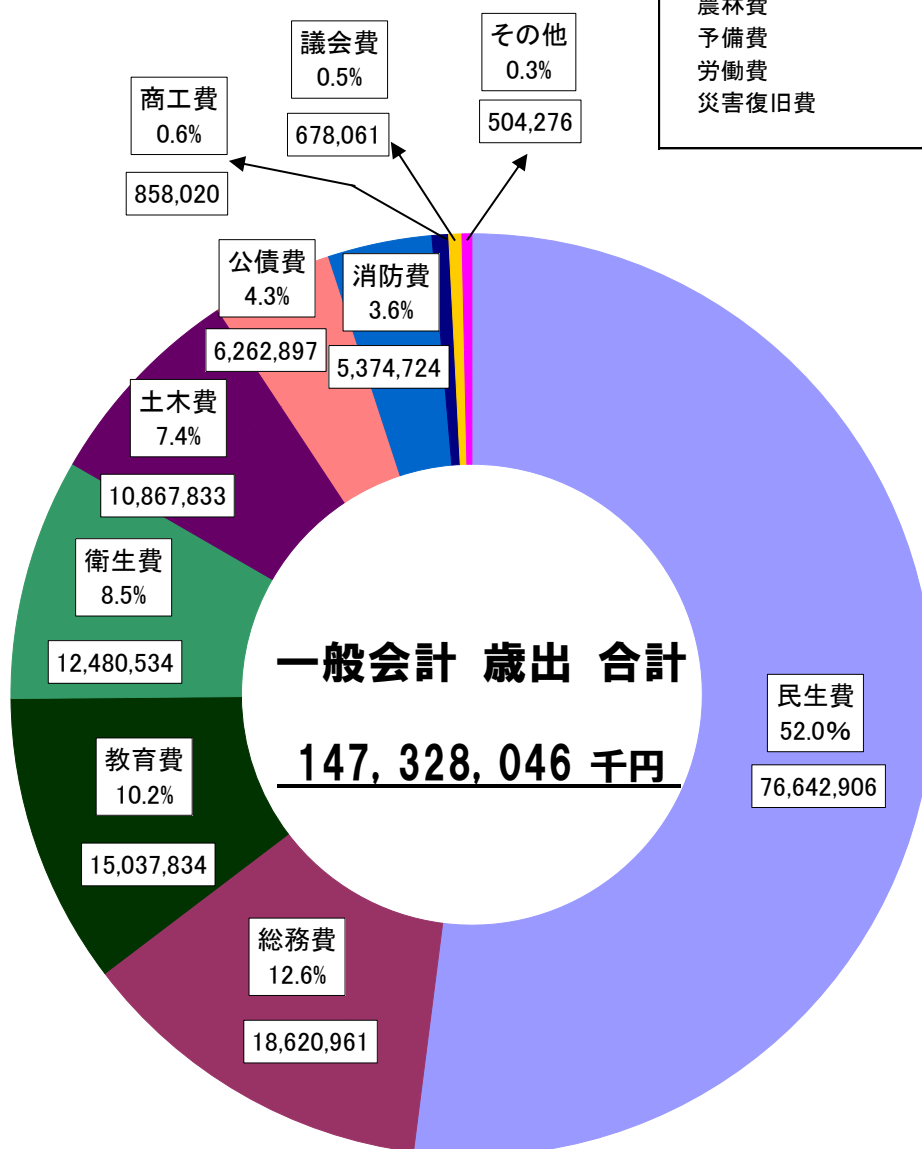
2016年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<3月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	365,769
予備費	100,000
労働費	38,421
災害復旧費	86



2016年度3月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	23,084,147	15.6	△ 26,710	23,057,437	15.6
	職 員 給 与 費	19,629,888	13.3	—	19,629,888	13.3
	特別職給与費等	3,454,259	2.3	△ 26,710	3,427,549	2.3
	扶 助 費	49,072,251	33.2	73,644	49,145,895	33.4
	公 債 費	6,336,822	4.3	△ 73,926	6,262,896	4.3
	計	78,493,220	53.1	△ 26,992	78,466,228	53.3
投 資 的 経 費		12,596,754	8.5	△ 238,728	12,358,026	8.4
そ の 他 経 費	物 件 費	21,936,809	14.8	△ 690,782	21,246,027	14.4
	維 持 補 修 費	1,094,542	0.7	△ 4,080	1,090,462	0.7
	補 助 費 等	13,226,897	8.9	△ 514,780	12,712,117	8.6
	繰 出 金	16,981,129	11.5	△ 215,376	16,765,753	11.4
	出 資 金 ・ 貸 付 金	8,601	0.0	—	8,601	0.0
	積 立 金	3,498,796	2.4	1,082,036	4,580,832	3.1
	予 備 費	100,000	0.1	—	100,000	0.1
	計	56,846,774	38.4	△ 342,982	56,503,792	38.3
歳 出 合 計		147,936,748	100.0	△ 608,702	147,328,046	100.0

【概要】

3月補正予算の主なもの

- 扶助費 自立支援給付費(1.8億円)、年金生活者等支援臨時福祉給付金(△0.8億円)
- 投資的経費 鶴川第一小学校改築事業費(4.6億円)
鶴川駅南側自転車駐車場整備事業用地購入費(2.9億円)
物件補償料(△2.6億円)、小野路公園整備工事費(△1.1億円)
野津田公園用地購入費(△1.0億円)
- 物件費 新たな「まちとも」推進事業ICT機器購入費(0.2億円)
臨時福祉給付金等業務委託料(△0.3億円)、その他物件費の減(△6.8億円)
- 補助費等 緊急輸送道路沿道建築物耐震促進助成金(△1.5億円)
保育士宿舍借上事業費補助金(△0.7億円)
障がい者日中活動系サービス推進事業補助金(△0.5億円)
私立幼稚園等園児保護者補助金(△0.4億円)
- 繰出金 後期高齢者医療事業会計繰出金(1.4億円)、介護保険事業会計繰出金(△2.0億円)
国民健康保険事業会計繰出金(△0.8億円)
- 積立金 財政調整基金積立金(8.7億円)、公共施設整備等基金積立金(2.0億円)

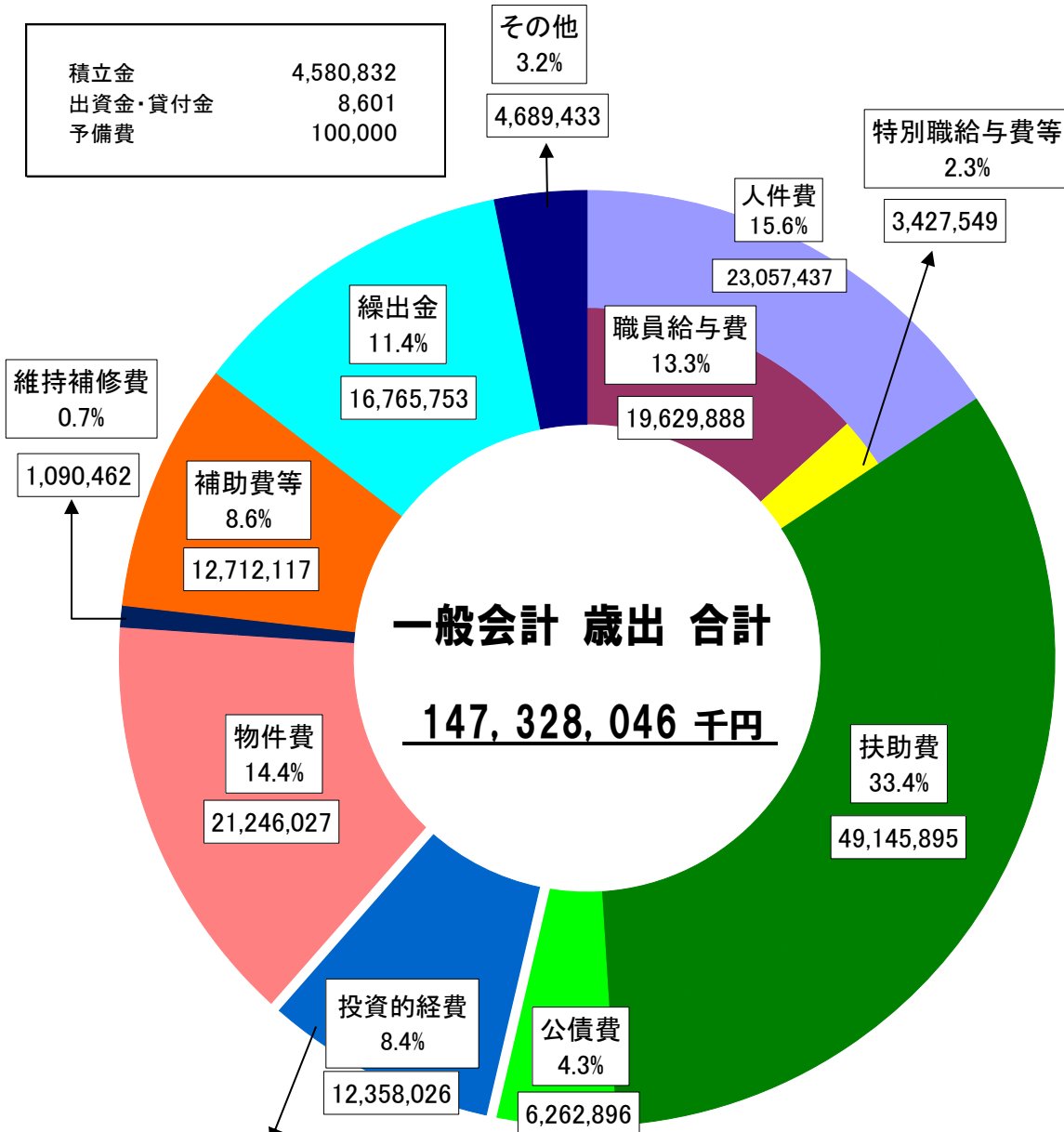
2016年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<3月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	4,580,832
出資金・貸付金	8,601
予備費	100,000



投資的経費 内訳

総務費	1,368,735	土木費	3,624,797
民生費	1,706,043	消防費	488,159
衛生費	621,030	教育費	4,508,781
農林費	38,610	災害復旧費	6
商工費	1,865		

平成29年度当初予算

1 予算の概要

(1) 基本的な考え方

平成 29 (2017) 年度当初予算は、国の経済対策等により日本経済は緩やかな回復基調が続いていますが、急速な高齢化などの影響から社会保障関係経費は増加を続けており、依然として厳しい財政状況が続く中での予算編成となりました。

さらに 2017 年度は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の 6 年目であり、前期実行計画での新たな発見や課題、環境変化を織り込んだ後期実行計画である「町田市 5 カ年計画 17-21」の初年度にあたります。

15 年後も 30 年後も選ばれ続けるまちだを実現するため、次の点を基本に予算編成しました。

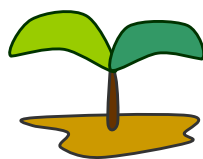
- 「まちだ未来づくりプラン」に定めた 5 つの「未来づくりプロジェクト」や、4 つの「まちづくり基本目標」、3 つの「行政経営基本方針」を着実に推進します。
- 「町田市 5 カ年計画 17-21」の初年度として目標達成に向けた取り組みを着実に推進します。
- 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」を契機とした取り組みを着実に推進します。

まちだ未来づくりプラン

5 つの「未来づくりプロジェクト」

- 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト
- 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト
- 団地再生に向けたプロジェクト
- みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト
- 基幹交通機能を強化するプロジェクト

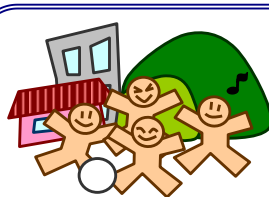
4 つの「まちづくり基本目標」



将来を担う人が育つまちをつくる



安心して生活できるまちをつくる



賑わいのあるまちをつくる



暮らしやすいまちをつくる

3 つの「行政経営基本方針」

- 市民と問題意識を共有し、共に地域課題に取り組む
- 市民の期待にこたえられるよう、市役所の能力を高める
- いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる

(2) 予算規模

一般会計に特別会計をあわせた総予算額は、2,678 億 3,380 万円で、対前年度比較で 2.0%の増加となりました。

(単位: 千円・%)

区 分	2017 年度		2016 年度		比 較		
	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率	
一 般 会 計	146,157,021	54.6	140,226,538	53.4	5,930,483	4.2	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	51,024,795	19.0	51,499,411	19.6	△ 474,616	△ 0.9
	下 水 道 事 業 会 計	12,135,224	4.5	13,562,200	5.2	△ 1,426,976	△ 10.5
	介 護 保 険 事 業 会 計	32,690,556	12.2	30,880,355	11.8	1,810,201	5.9
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	10,367,757	3.9	9,658,386	3.7	709,371	7.3
	病 院 事 業 会 計	15,458,442	5.8	16,667,715	6.3	△ 1,209,273	△ 7.3
	収 益 的	14,520,817	5.4	15,290,470	5.8	△ 769,653	△ 5.0
	資 本 的	937,625	0.4	1,377,245	0.5	△ 439,620	△ 31.9
	小 計	121,676,774	45.4	122,268,067	46.6	△ 591,293	△ 0.5
合 計	267,833,795	100.0	262,494,605	100.0	5,339,190	2.0	

① 一般会計予算規模

2017 年度の一般会計予算規模は、1,461 億 5,702 万円で、対前年度比較で 59 億 3,048 万円 (4.2%) の増加となりました。

これは、重度障がい者通所施設整備費などが減少したものの、将来を見据えた投資的な事業などの財源とするため公共施設整備等基金積立金が 22 億 7 千万円、循環型施設整備事業費が 19 億 9 千万円、南町田駅周辺地区拠点整備事業費が 14 億 6 千万円増加したことなどによります。

国の経済対策等により日本経済は緩やかな回復基調が続いており、町田市においても、歳入の中心となる市税が対前年度比較で 10 億円増加するものの、歳出においては、社会保障関係経費が対前年度比較で 13 億円増加するなど、依然として厳しい財政状況が続いています。

一方で、「町田市 5 カ年計画 17-21」の初年度にあたることから、今後 5 年間で見込まれる財政負担を見据えつつ、計画に位置付けられた事業が確実に目標達成できるような予算を計上しています。特に 2017 年度は、循環型施設整備や、副次核に位置付ける南町田駅周辺地区拠点整備が本格的に開始するなど、選ばれ続けるまちだを実現するための、将来への投資に重点をおいた予算を計上しています。

一般会計当初予算規模の推移

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
予算規模(百万円)	135,473	131,650	139,956	142,830	140,227	146,157
伸び率(%)	△4.1	△2.8	6.3	2.1	△1.8	4.2

※2014年度は当初予算が骨格予算のため、6月補正後の予算額です。

② 特別会計予算規模

特別会計の主な増減要因

〔下水道事業会計〕

雨水管渠整備工事の一部完了などにより14億3千万円の減

〔介護保険事業会計〕

保険給付費の伸びに伴い18億1千万円の増

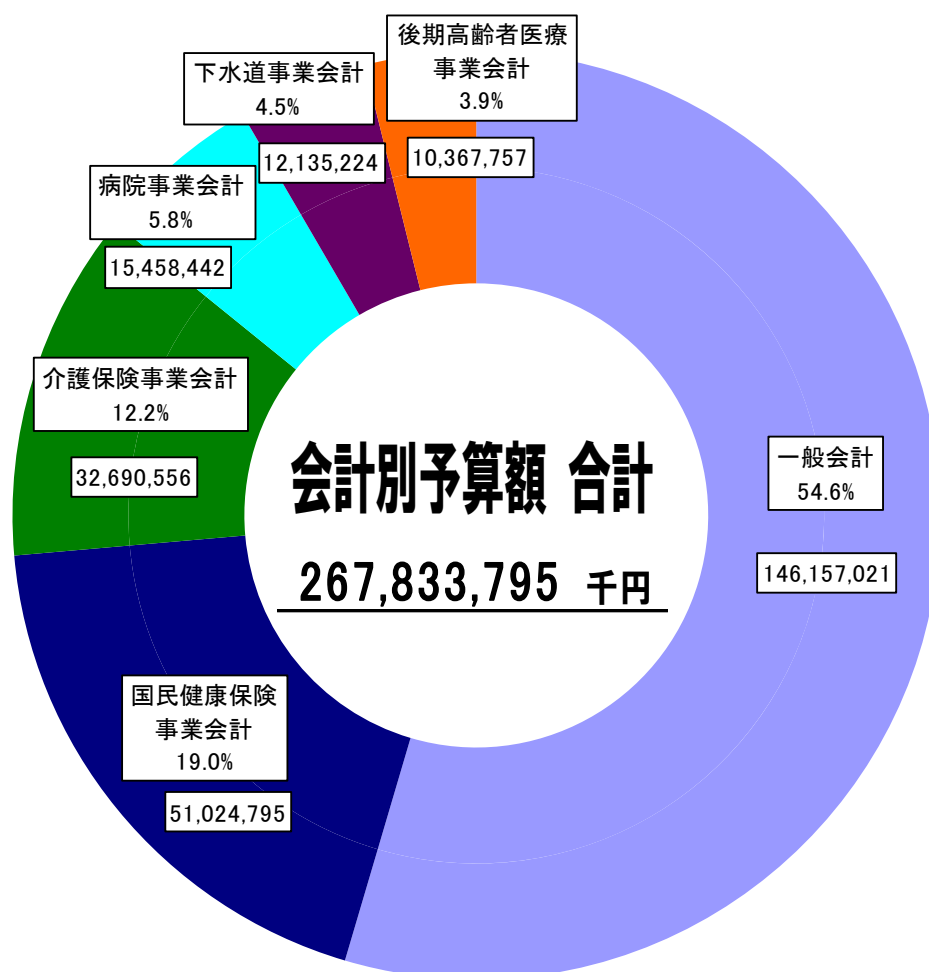
〔後期高齢者医療事業会計〕

被保険者数などの増加により7億1千万円の増

〔病院事業会計〕

自家発電設備更新工事の完了などにより12億1千万円の減

2017年度 会計別予算構成



2 一般会計予算

(1) 歳入

2017年度予算では、個人市民税において納税義務者数の増加などにより市税全体で10億円の増額が見込まれるものの、利子割交付金と配当割交付金とを合わせて5億3千万円の減額を見込んでいます。

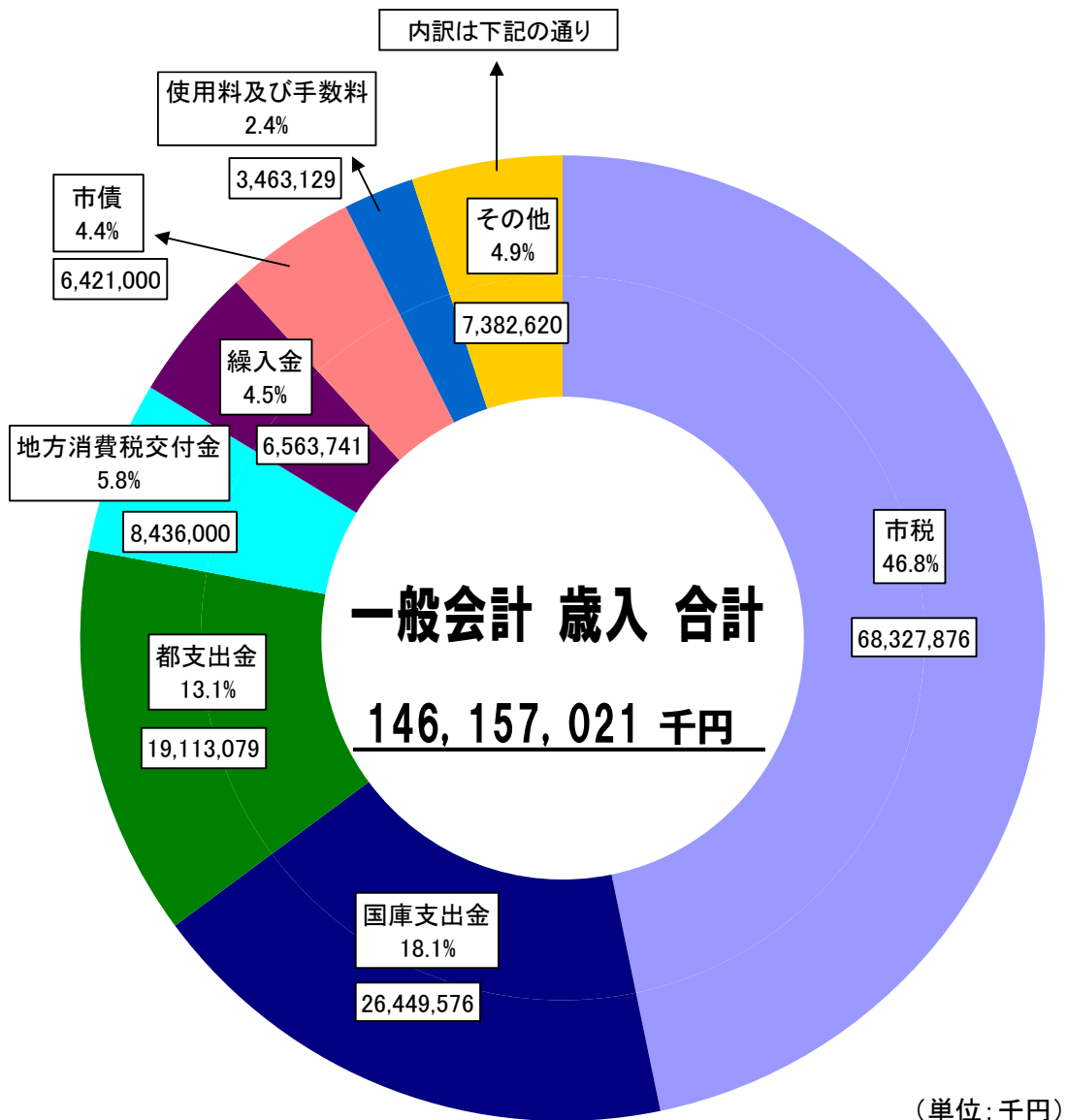
また、都支出金では、保育所入所児童数の増などに伴い、子育て推進交付金が4億2千万円増額するなど、10億9千万円の増額を見込んでいます。

そのほか、繰入金では土地開発基金から25億円を繰り入れるなど、32億円の増額を見込んでいます。

(単位:千円・%)

款	2017年度		2016年度		比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.市 税	68,327,876	46.8	67,328,486	48.0	999,390	1.5
2.地方譲与税	678,201	0.5	677,001	0.5	1,200	0.2
3.利子割交付金	115,000	0.1	173,000	0.1	△ 58,000	△ 33.5
4.配当割交付金	475,500	0.3	951,000	0.7	△ 475,500	△ 50.0
5.株式等譲渡所得割交付金	488,900	0.3	562,000	0.4	△ 73,100	△ 13.0
6.地方消費税交付金	8,436,000	5.8	8,436,000	6.0	0	0.0
7.ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	40,000	0.0	0	0.0
8.自動車取得税交付金	302,001	0.2	329,001	0.2	△ 27,000	△ 8.2
9.地方特例交付金	308,000	0.2	308,000	0.2	0	0.0
10.地方交付税	340,000	0.2	490,000	0.4	△ 150,000	△ 30.6
11.交通安全対策特別交付金	53,000	0.0	53,000	0.0	0	0.0
12.分担金及び負担金	1,518,374	1.0	1,531,301	1.1	△ 12,927	△ 0.8
13.使用料及び手数料	3,463,129	2.4	3,247,857	2.3	215,272	6.6
14.国庫支出金	26,449,576	18.1	26,148,342	18.7	301,234	1.2
15.都支出金	19,113,079	13.1	18,026,127	12.9	1,086,952	6.0
16.財産収入	599,045	0.4	689,520	0.5	△ 90,475	△ 13.1
17.寄附金	41,047	0.0	40,952	0.0	95	0.2
18.繰入金	6,563,741	4.5	3,362,209	2.4	3,201,532	95.2
19.繰越金	1,000,000	0.7	1,000,000	0.7	0	0.0
20.諸収入	1,423,552	1.0	1,221,242	0.9	202,310	16.6
21.市債	6,421,000	4.4	5,611,500	4.0	809,500	14.4
歳入合計	146,157,021	100.0	140,226,538	100.0	5,930,483	4.2

2017年度 一般会計歳入予算内訳



その他 内訳

分担金及び負担金	1,518,374	地方交付税	340,000
諸収入	1,423,552	地方特例交付金	308,000
繰越金	1,000,000	自動車取得税交付金	302,001
地方譲与税	678,201	利子割交付金	115,000
財産収入	599,045	交通安全対策特別交付金	53,000
株式等譲渡所得割交付金	488,900	寄附金	41,047
配当割交付金	475,500	ゴルフ場利用税交付金	40,000

主な歳入の増減要因

〔市税〕

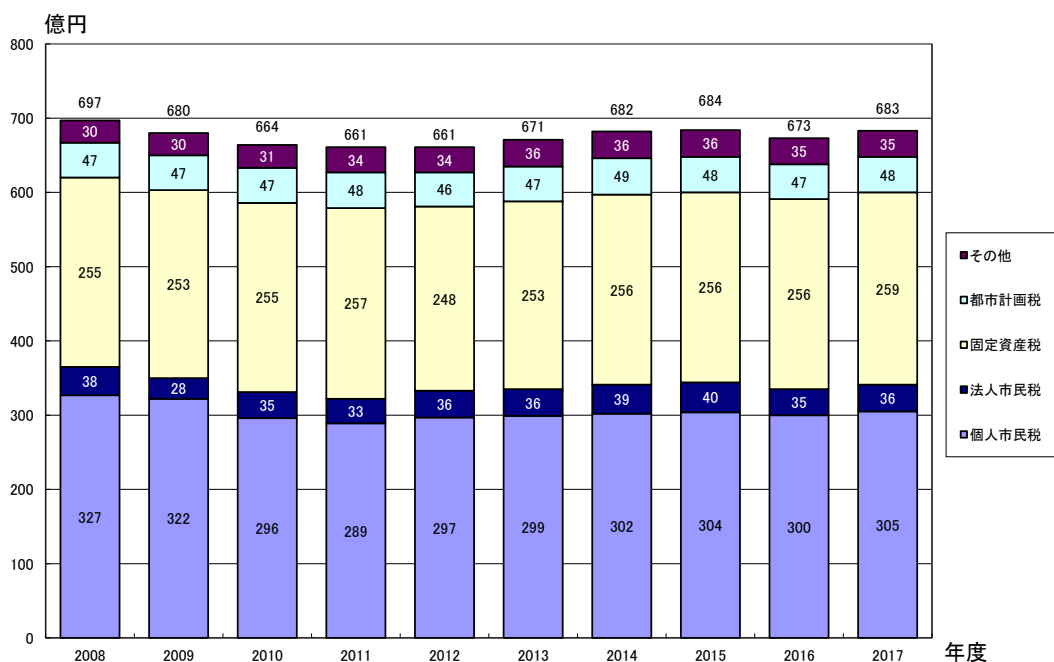
就業率の向上による納税義務者数の増加や賃金の増加による
 個人市民税の増 5.6 億円
 家屋の新增築の増等による固定資産税の増 2.6 億円
 喫煙率の減少によるたばこ税の減 △0.6 億円

市税予算の内訳

(単位:千円・%)

区 分	2017年度	2016年度	比 較	
			増減額	増減率
市民税	34,149,562	33,439,341	710,221	2.1
個人	30,541,334	29,978,013	563,321	1.9
法人	3,608,228	3,461,328	146,900	4.2
固定資産税	25,860,772	25,601,134	259,638	1.0
土地(現年課税)	11,714,071	11,667,246	46,825	0.4
家屋(現年課税)	10,718,837	10,407,640	311,197	3.0
償却資産(現年課税)	2,693,145	2,709,728	△ 16,583	△ 0.6
その他	734,719	816,520	△ 81,801	△ 10.0
軽自動車税	419,722	367,638	52,084	14.2
市たばこ税	2,248,424	2,305,378	△ 56,954	△ 2.5
事業所税	826,617	852,383	△ 25,766	△ 3.0
都市計画税	4,816,476	4,756,309	60,167	1.3
その他	6,303	6,303	0	0.0
合 計	68,327,876	67,328,486	999,390	1.5

市税の推移



※2008～2015年度は決算額、2016年度・2017年度は当初予算額

〔国庫支出金〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増などに伴う社会資本整備総合交付金の増	9.8	5.9	3.9
循環型施設整備事業費の増に伴う循環型社会形成推進交付金の増	4.2	0.3	3.9
臨時福祉給付金等給付事業費補助金の皆減	—	5.1	△5.1
小・中学校施設防音事業費の減に伴う防衛施設周辺防音事業費補助金の皆減	—	4.4	△4.4

〔都支出金〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
保育所入所児童数及び学童保育クラブ入会児童数の増などに伴う子育て推進交付金の増	16.7	12.5	4.2
障がい者サービス給付費の増に伴う自立支援費負担金及び障害児通所給付費負担金の増	22.7	21.3	1.4
市町村総合交付金の増	29.0	28.0	1.0
スポーツ施設整備費補助金の減	0.3	1.0	△0.7

〔市債〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
市民フォーラム共有床の購入に伴う市民活動支援施設整備事業債の皆増	5.6	—	5.6
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増などに伴う都市計画事業債の増	17.4	12.1	5.3
循環型施設整備事業費の増などに伴う廃棄物処理施設整備事業債の増	5.8	1.6	4.2

【参考】

〔地方消費税交付金〕

地方消費税率の引上げに伴う増収は、以下の社会保障施策に要する経費の財源としています。

(単位：億円)

社会保障施策に要する経費	2017年度 予算額	うち一般財源	
			地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	567.1	172.1	20.5
社会保険	160.9	143.2	17.1
保健衛生	35.6	31.9	3.8
合計	763.6	347.2	41.4

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各経費に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。

(2) 歳出

① 目的別歳出の状況

(単位:千円・%)

款	2017年度 予算額 (構成比)	2016年度 予算額 (構成比)	増減額 (増減率)	2017年度予算額の財源内訳				一般財源 (構成比)
				特 定 財 源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	673,936 (0.5%)	679,921 (0.5%)	△ 5,985 (△0.9%)	253	126	—	13	673,544 (0.8%)
2. 総務費	17,377,584 (11.9%)	14,541,272 (10.4%)	2,836,312 (19.5%)	199,091	903,141	1,258,600	2,813,097	12,203,655 (14.3%)
3. 民生費	76,403,119 (52.3%)	75,517,649 (53.9%)	885,470 (1.2%)	24,496,168	14,079,669	312,100	3,007,456	34,507,726 (40.3%)
4. 衛生費	14,171,808 (9.7%)	12,777,105 (9.1%)	1,394,703 (10.9%)	476,978	1,014,816	594,500	2,935,350	9,150,164 (10.7%)
5. 労働費	35,422 (0.0%)	38,421 (0.0%)	△ 2,999 (△7.8%)	—	—	—	—	35,422 (0.0%)
6. 農林費	358,938 (0.2%)	326,514 (0.2%)	32,424 (9.9%)	—	52,963	—	3,592	302,383 (0.3%)
7. 商工費	945,531 (0.7%)	864,758 (0.6%)	80,773 (9.3%)	—	35,418	—	169,533	740,580 (0.9%)
8. 土木費	12,779,411 (8.7%)	11,358,050 (8.1%)	1,421,361 (12.5%)	1,030,909	1,104,009	2,188,200	861,890	7,594,403 (8.9%)
9. 消防費	5,317,423 (3.6%)	5,372,141 (3.8%)	△ 54,718 (△1.0%)	184,473	1,170,028	292,200	165	3,670,557 (4.3%)
10. 教育費	11,459,009 (7.8%)	12,313,798 (8.8%)	△ 854,789 (△6.9%)	61,704	654,131	495,400	179,581	10,068,193 (11.8%)
11. 災害 復旧費	6 (0.0%)	86 (0.0%)	△ 80 (△93.0%)	—	—	—	—	6 (0.0%)
12. 公債費	6,534,834 (4.5%)	6,336,823 (4.5%)	198,011 (3.1%)	—	—	—	2,246	6,532,588 (7.6%)
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000 (0.1%)	0 (0.0%)	—	—	—	—	100,000 (0.1%)
歳出合計	146,157,021 (100.0%)	140,226,538 (100.0%)	5,930,483 (4.2%)	26,449,576	19,014,301	5,141,000	9,972,923	85,579,221 (100.0%)

主な目的別歳出の増減要因

〔総務費〕

(単位:億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
公共施設整備等基金積立金の増	23.0	0.3	22.7
市民フォーラム活用事業費の皆増	7.4	—	7.4

玉川学園コミュニティセンター建替事業費の増	3.1	0.8	2.3
成瀬コミュニティセンター建替事業費の皆減	—	4.3	△4.3

〔民生費〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
障がい者サービス給付事業費の増	92.0	86.1	5.9
生活保護費の増	135.3	131.2	4.1
民間等保育所運営事業費の増	101.6	99.5	2.1
重度障がい者通所施設整備事業費の皆減	—	9.0	△9.0
臨時福祉給付金等支給事業費の皆減	—	5.0	△5.0

〔衛生費〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
循環型施設整備事業費の増	22.6	2.7	19.9
リサイクル文化センター設備移転事業費の皆減	—	1.7	△1.7
境川クリーンセンター改修事業費の減	1.6	2.2	△0.6

〔土木費〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増	17.5	2.9	14.6
野津田公園整備事業費の増	11.8	4.3	7.5
薬師池公園四季彩の杜整備事業費の増	4.5	3.3	1.2
小野路公園整備事業費の減	0.3	7.0	△6.7
香山緑地整備事業費の減	0.2	1.3	△1.1

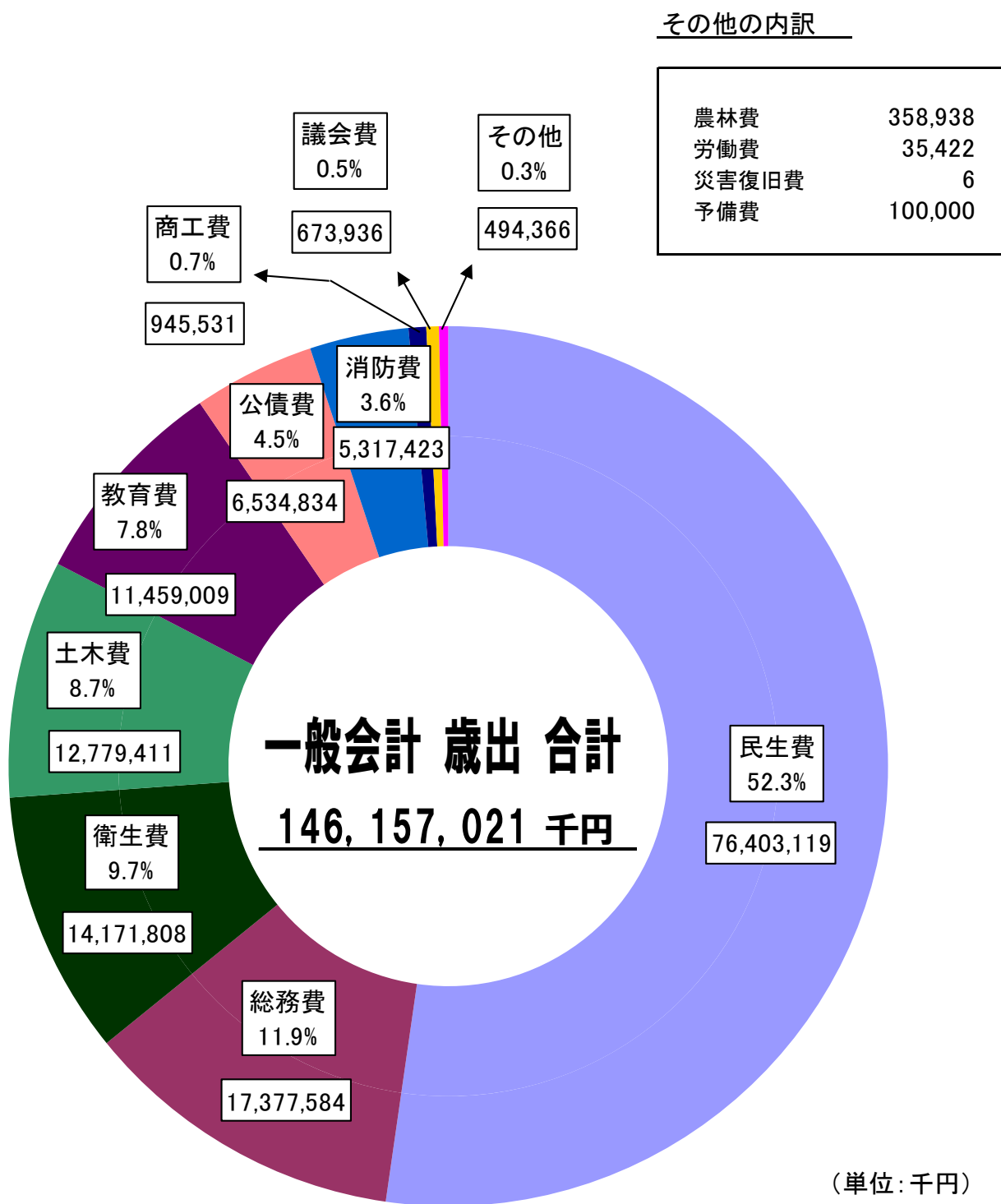
〔教育費〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
小・中学校屋内環境整備事業費の減 (※)	0.6	7.3	△6.7
小・中学校施設防音事業費の減	0.1	5.1	△5.0
中学校屋外整備事業費の皆減	—	0.6	△0.6
教育の情報化推進事業費の増	1.2	0.2	1.0
(仮称) 緑ヶ丘グラウンド整備事業費の増	0.8	0.1	0.7
鶴川第一小学校改築事業費の増 (※)	2.8	2.5	0.3

※小・中学校屋内環境整備事業及び鶴川第一小学校改築事業については、2016年度12月補正予算(17.0億円)及び3月補正予算(4.1億円)で一部前倒して計上しています。

2017 年度 一般会計歳出予算 目的別内訳



その他の内訳

農林費	358,938
労働費	35,422
災害復旧費	6
予備費	100,000

②性質別歳出の状況

(単位:千円・%)

区 分	2017年度		2016年度		比 較		
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	人件費	22,865,181	15.6	23,057,103	16.4	△ 191,922	△ 0.8
	職員給与費	19,336,128	13.2	19,610,406	14.0	△ 274,278	△ 1.4
	特別職給与費等	3,529,053	2.4	3,446,697	2.4	82,356	2.4
	扶助費	48,780,114	33.4	48,093,807	34.3	686,307	1.4
	公債費	6,534,833	4.5	6,336,822	4.5	198,011	3.1
	計	78,180,128	53.5	77,487,732	55.2	692,396	0.9
投資的経費	12,264,452	8.4	9,933,954	7.1	2,330,498	23.5	
その他の経費	物件費	21,492,288	14.7	21,583,132	15.4	△ 90,844	△ 0.4
	維持補修費	944,137	0.6	1,094,531	0.8	△ 150,394	△ 13.7
	補助費等	12,352,912	8.5	12,046,756	8.6	306,156	2.5
	繰出金	18,121,635	12.4	17,510,426	12.5	611,209	3.5
	出資金・貸付金	8,601	0.0	8,601	0.0	0	0.0
	積立金	2,692,868	1.8	461,406	0.3	2,231,462	483.6
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	55,712,441	38.1	52,804,852	37.7	2,907,589	5.5
歳出合計	146,157,021	100.0	140,226,538	100.0	5,930,483	4.2	

主な性質別歳出の増減要因

〔扶助費〕

(単位:億円)

	2017年度	2016年度	増減額
障がい者サービス給付事業費の増	92.0	86.1	5.9
生活保護費の増	135.3	131.2	4.1
臨時福祉給付金等支給事業費の皆減	—	5.0	△5.0

〔投資的経費〕

(単位:億円)

	2017年度	2016年度	増減額
循環型施設整備事業費の増	22.6	2.7	19.9
南町田駅周辺地区拠点整備事業費の増	17.5	2.9	14.6
市民フォーラム活用事業費の皆増	7.4	—	7.4
小・中学校屋内環境整備事業費の減(※)	0.6	7.3	△6.7
小・中学校施設防音事業費の減	0.1	5.1	△5.0

※小・中学校屋内環境整備事業については、2016年度12月補正予算(17.0億円)で一部前倒して計上しています。

〔繰出金〕

(単位：億円)

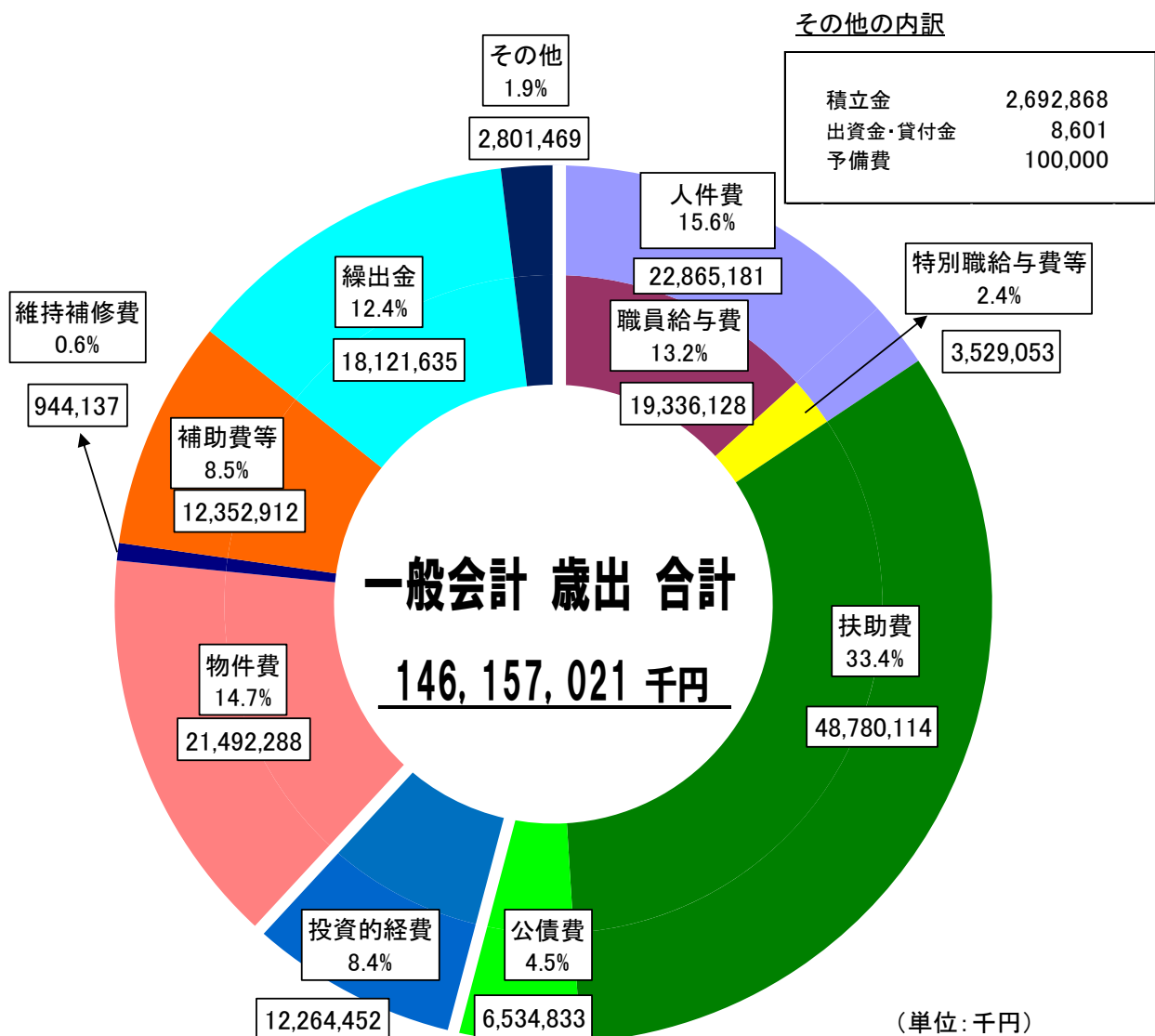
	2017 年度	2016 年度	増減額
後期高齢者医療事業会計繰出金の増	47.8	44.5	3.3
介護保険事業会計繰出金の増	50.0	48.0	2.0

〔積立金〕

(単位：億円)

	2017 年度	2016 年度	増減額
公共施設整備等基金積立金の増	23.0	0.3	22.7

2017 年度 一般会計歳出予算 性質別内訳



(3) 積立金(基金)・市債

①積立金(基金)の状況

財政調整基金現在高は、2016年度末時点で71億6,466万円です。2017年度当初予算では31億8,217万円を取り崩し、現時点での2017年度末現在高見込額は39億8,276万円となります。また、将来を見据えた投資的な事業などの財源とするため公共施設整備等基金に23億円を積み立てます。そのほか、まちだ未来づくり基金から1,960万円を取り崩し、町田市立陸上競技場の大型映像装置整備などに活用します。

区 分	2015年度末 現在高	2016年度末 現在高見込額	2017年度中増減見込み		2017年度末 現在高見込額
			当該年度中 積立見込額	当該年度中 取崩・繰戻 見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
財政調整基金	6,719,996	7,164,663	265	3,182,166	3,982,762
公共施設整備等基金	1,520,529	2,256,229	2,300,000	389,944	4,166,285
緑地保全基金	1,860,570	1,825,670	162	49,175	1,776,657
福祉基金	71,662	63,729	8	1,691	62,046
職員退職手当基金	100,000	100,000	—	—	100,000
介護保険給付費 準備基金	1,497,444	1,941,459	15	200,000	1,741,474
廃棄物減量再資源化等 推進整備基金	1,706,314	1,681,929	363,038	421,159	1,623,808
まちだ未来づくり基金	9,604	48,854	29,395	19,604	58,645
合 計	13,486,119	15,082,533	2,692,883	4,263,739	13,511,677

※2015年度末現在高は、出納閉鎖時(2016年5月31日現在)の現在高です。

※2016年度末現在高見込額は、3月補正後時点の現在高です。

②市債の状況

一般会計の2017年度起債見込額は64億2,100万円となり、2017年度末の市債元金残高見込額は774億306万円になります。

区 分	2015年度末 現在高	2016年度末 現在高見込額	2017年度中増減見込み		2017年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
一 般 会 計	75,193,974	76,819,899	6,421,000	5,837,843	77,403,056
下水道事業会計	49,020,521	48,972,396	2,949,300	2,832,413	49,089,283
病院事業会計	12,671,948	12,630,517	78,000	673,057	12,035,460
合 計	136,886,443	138,422,812	9,448,300	9,343,313	138,527,799

3 未来づくりプロジェクト

「未来づくりプロジェクト」は、町田市の都市の魅力を高めるため、町田市が持つ強みと、市民生活をより充実させるための要素を結び、10年を超える長期的な視点に立って進める取り組みです。町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の推進において先導的な役割を果たす5つのプロジェクトで構成されています。

5つのプロジェクト

① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

地域自らが、地域の特性を活かしたまちづくりに主体的に取り組める地域社会づくりを進めます。

② 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

ゆとりの空間確保や新たな賑わい創出など、町田駅周辺の魅力を向上させる取り組みを進めます。

③ 団地再生に向けたプロジェクト

団地を町田市の資産と捉え、その魅力をさらに高めていくための取り組みを進めます。

④ みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

薬師池公園をはじめ主要な公園の充実や農地の保全など、みどりの魅力を高める取り組みを進めます。

⑤ 基幹交通機能を強化するプロジェクト

新たな交通システムの構築、バスの利便性向上など、基幹交通機能を強化する取り組みを進めます。

5つのプロジェクトを実現するため、関係各課で構成する「未来づくりプロジェクト推進チーム」を2012年度に立ち上げ、それぞれの課題について検討を深め、目処が立ったものから順次、事業化を進めてきました。

2017年度についても、組織横断的な検討を継続するとともに、具体的な事業の一層の推進を図ります。

2017年度の各プロジェクトの主な事業及び事業費は以下をご覧ください。また、事業内容は詳細ページをご覧ください。

～2017年度の主なプロジェクト事業～

① 地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト

事業費合計
3億2,825万円

地域の活動団体が、効率的・効果的に地域の課題解決に取り組めるよう支援する「中間支援組織」の設立準備を行います。また、地域活動や交流をより活発にし、情報共有を図る場としての地域の活動拠点づくりに取り組みます。

主な事業	事業費	担当部	
玉川学園コミュニティセンター整備事業	3億2,623万円	市民部 建設部	
新たな地域協働推進事業	202万円	市民部	

②町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト

事業費合計
1億 1,068万円

『町田市中心市街地まちづくり計画「“夢”かなうまちへ』に掲げた、将来のまちの姿を実現するための取り組みである「“夢”まちプロジェクト」を、様々な担い手とともに進めます。

主な事業	事業費	担当部	
芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業	5,578万円	都市づくり部 文化スポーツ振興部	
中心市街地整備事業	2,357万円	都市づくり部 経済観光部	
創業支援・企業等立地促進事業	3,133万円	経済観光部	

③団地再生に向けたプロジェクト

事業費合計
675万円

団地の特性に応じた「団地再生」について検討し、団地を中心とするまちの活性化を目指します。

主な事業	事業費	担当部	
団地再生推進事業	675万円	都市づくり部	

④みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト

事業費合計
4億 8,276万円

町田薬師池公園四季彩の杜の観光拠点としての魅力を向上させるため、ブランドマネジメントを推進するとともに、西園、北園、ゲートハウスの整備を進めます。また、北部丘陵地域の価値・魅力を活かしたまちづくりを進めます。

主な事業	事業費	担当部	
町田薬師池公園四季彩の杜整備事業	4億 5,344万円	都市づくり部 経済観光部	
北部丘陵整備事業	2,932万円	経済観光部	

⑤基幹交通機能を強化するプロジェクト

事業費合計
1億 4,953万円

「町田市便利なバス計画」に基づき、バスの利便性向上のための取り組みを進めます。また、多摩都市モノレール延伸や小田急多摩線延伸に向け、調査検討や関係機関との協議を進めます。

主な事業	事業費	担当部	
多摩都市モノレール延伸促進事業	6,818万円	都市づくり部 建設部 政策経営部	
小田急多摩線延伸促進事業	1,000万円	都市づくり部	
路線バス利用促進事業	7,135万円	都市づくり部	

4 予算における町田市5ヵ年計画 17-21

(1) 町田市5ヵ年計画 17-21 が始まります

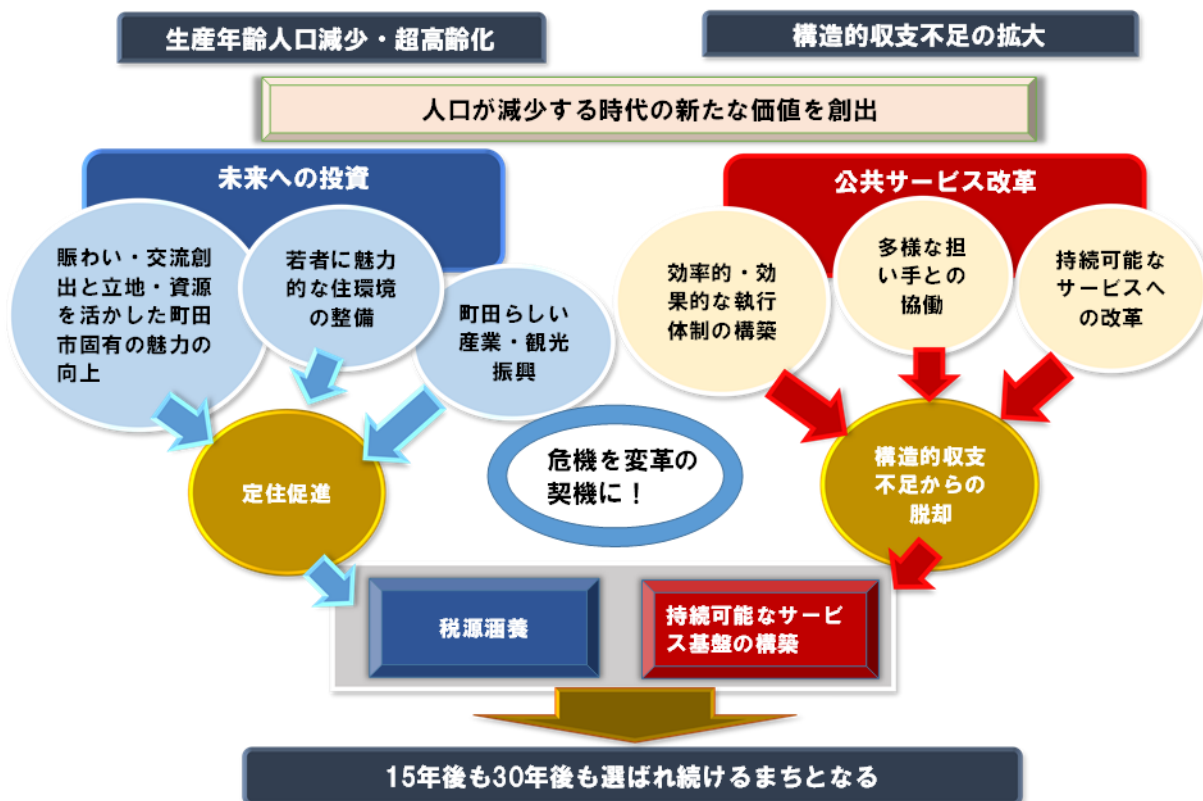
まちだ未来づくりプランの後期実行計画である「町田市5ヵ年計画 17-21」を策定しました。これまでの5年間、前期実行計画である「町田市新5ヵ年計画」(2012～2016年度)に基づき、様々な事業を着実に実行してきました。今後は、生産年齢人口の減少や少子高齢化に伴い、市税収入の緩やかな減少傾向や社会保障関係経費の増加により、財政の硬直化が進み、次の5年間は構造的収支不足が拡大する見込みです。

しかし、選ばれるまちとなるために必要な投資はしなければなりません。そのため、効率的・効果的な執行体制の構築と持続可能なサービスへの改革に取り組みます。

1. 計画趣旨

未来への投資と公共サービス改革の実行 ～人口が減少する時代の新たな価値の創出～

- (1) 賑わい創出や定住促進など将来の税源涵養に資する事業に重点化
- (2) 立地・資源を活かした町田固有の魅力の創造
- (3) 効率的・効果的な業務執行体制の構築と持続可能なサービスへの改革



2. 重点事業プランの概要

「町田市5ヵ年計画 17-21」では「まちづくり基本目標」を達成するため、2017年度から2021年度の間重点的に取り組む事業として重点事業を選定しました。

予算編成においては、これら重点事業を着実に推進し、選ばれるまちとなるための投資を行います。

町田市5ヵ年計画 17-21 主な重点事業

○基本目標Ⅰ：将来を担う人が育つまちをつくる

- ・教育・保育施設の整備〔保育所・認定こども園等整備〕 ・送迎保育ステーションの整備
- ・放課後の充実した活動・居場所づくりの推進〔放課後子ども教室 まちとも〕
- ・子どもの活動拠点の整備〔子どもクラブ整備〕
- ・幼保小連携の推進 ・学力・体力向上の推進 ・教育の情報化推進
- ・地域における子育て相談の充実 ・児童虐待の防止
- ・地域と連携した教育活動

○基本目標Ⅱ：安心して生活できるまちをつくる

- ・地域包括ケアの推進 ・元気高齢者の活躍推進 ・介護の担い手育成
- ・新たな地域協働の推進 ・市民協働・地区協議会への支援
- ・食育の推進 ・子どもと高齢者の体力向上推進 ・がん予防対策の推進
- ・健康増進温浴施設の整備 ・地域の防災リーダーの育成 ・協働パトロール隊の推進
- ・地震対策〔住宅耐震・下水道耐震等〕

○基本目標Ⅲ：賑わいのあるまちをつくる

- ・町田薬師池公園四季彩の杜の整備 ・芹ヶ谷公園芸術の杜の整備
- ・野津田公園スポーツの森の整備 ・南町田駅周辺地区の拠点整備
- ・外国人観光客等の受入環境の整備 ・中心市街地活性化の推進
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック等国際大会の推進
- ・オリンピック文化プログラムの推進
- ・スポーツをする場の環境整備 ・アスリートやホームタウンチームとの連携の推進
- ・シティセールスの推進 ・シティプロモーションの推進

○基本目標Ⅳ：暮らしやすいまちをつくる

- ・南町田駅周辺地区の拠点整備（再掲） ・鶴川駅周辺のまちづくりの推進
- ・多摩都市モノレールの延伸 ・小田急多摩線の延伸 ・路線バス利用環境の整備
- ・空家対策の推進 ・資源循環型施設の整備 ・（仮称）蓮田公園の整備
- ・（仮称）大戸広場の整備 ・処分場上部を活用した公園の整備

(2) 財政見通し（一般財源ベース）

町田市5ヵ年計画17-21における財政見通しの平成29（2017）年度計画額と予算計上額との比較及び計画の進捗状況（予算ベース）は以下のとおりです。

■町田市5ヵ年計画17-21 財政見通しと進捗率

（単位：百万円）

	A	B	C	C/A
	2017～2021年度 までの計画事業費	2017年度 (平成29年度) 計画額	2017年度 (平成29年度) 予算額	計画の進捗率
歳入（一般財源）	450,206	89,069	89,069	20%
市税	337,591	68,328	68,328	20%
譲与税・交付金等	62,909	11,236	11,236	18%
基金繰入金	19,391	3,772	3,772	19%
その他	30,315	5,733	5,733	19%

歳出（一般財源）	457,924	89,069	89,069	19%
義務的経費	204,165	40,227	40,227	20%
人件費	102,034	20,362	20,362	20%
正規職員	88,312	17,650	17,650	20%
うち退職手当 (定年退職者分)	5,088	1,056	1,056	21%
嘱託員・臨時職員	13,722	2,712	2,712	20%
扶助費	69,291	13,333	13,333	19%
公債費	32,840	6,532	6,532	20%
その他の経費	253,759	48,842	48,842	19%
繰出金等	93,072	17,483	17,483	19%
事業費	160,687	31,359	31,359	20%
経常事業費	116,185	22,957	22,957	20%
政策的事業費	33,167	6,135	6,135	18%
1 将来を担う人が育つまちをつくる			856	
2 安心して生活できるまちをつくる			693	
3 賑わいのあるまちをつくる			1,121	
4 暮らしやすいまちをつくる			1,934	
5 行政経営改革プラン			107	
6 公共施設等維持保全事業			434	
7 その他			990	
システム経費	11,335	2,267	2,267	20%

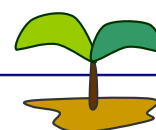
歳入－歳出 (=▲収支不足額)	▲ 7,718	0	0	
----------------------------	----------------	----------	----------	--

5 2017年度予算の主な事業

(1) 町田市5ヵ年計画 17-21における主な取り組み（重点事業）

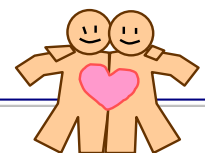
将来を担う人が育つまちをつくる

子育て世代応援事業	4億1,842万円
子育てひろば事業、一時預かり事業などを推進し、子育て世代を応援します。	
幼保小連携推進事業	313万円
幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、学びや生活の円滑な接続を図ります。	
待機児童解消対策事業	6億7,734万円
民間保育所や認定こども園の整備の支援等により定員増を図ります。	
送迎保育ステーション事業	7,050万円
待機児童と定員に余裕のある施設をつなぐ、送迎保育ステーションを整備、運営します。	
子どもクラブ整備事業	2億172万円
町田第三中学校区に、乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした子どもクラブを整備します。	
学童保育クラブ整備事業	7,086万円
狭あい化及び老朽化している鶴川学童保育クラブを、鶴川第三小学校内に移設するため、教室改修工事を実施します。	
冒険遊び場補助事業	1,503万円
子どもたちが自己の責任の下で自由に遊びながら成長することのできる冒険遊び場に補助を行います。	
鶴川第一小学校改築事業	2億7,600万円
鶴川第一小学校の給食棟工事（2年度目）及び体育館棟工事（1年度目）を実施します。	
町田第一中学校改築事業	1億1,936万円
町田第一中学校の改築に向け、2016年度の基本設計に引き続き、実施設計を行います。	
教育の情報化推進事業	1億1,637万円
新しい学習指導要領に対応し、タブレットなどを活用した授業を実施することにより、児童・生徒の学習意欲を引き出し、授業の理解度を高めていくための環境を整備します。	



安心して生活できるまちをつくる

- | | |
|--|------------------|
| 玉川学園コミュニティセンター整備事業 | 3億2,623万円 |
| 玉川学園コミュニティセンターの建替工事及び(仮称)玉川学園前駅デッキを整備します。 | |
| 新たな地域協働推進事業 | 202万円 |
| 中間支援組織のあり方等を決定し、その設立準備を行います。 | |
| 介護施設整備事業 | 3億3,798万円 |
| 特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの施設整備費の補助を行います。 | |
| 介護人材開発事業 | 3,000万円 |
| 介護人材の確保・育成・就労継続を目的に、介護人材開発事業を行う団体に対し、支援を行います。 | |
| がん予防対策推進事業 | 3億562万円 |
| がんの予防・早期発見・早期治療を目的に、5種類のがん検診等を実施します。 | |
| 住宅耐震化促進事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 | 3億575万円 |
| 住宅及び「緊急輸送道路」の沿道建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化費用を助成します。 | |
| 汚水管渠地震対策事業(下水道事業会計) | 1億9,189万円 |
| 汚水管の耐震化、避難施設にマンホールトイレシステムを整備します。 | |
| 雨水管渠整備事業(下水道事業会計) | 7億6,315万円 |
| 浸水被害を軽減するため、雨水管を整備します。 | |



賑わいのあるまちをつくる

- | | |
|--|-------------------|
| シティプロモーション推進事業 | 4,042万円 |
| 市の魅力を市内外に戦略的かつ継続的に情報を発信する「次期シティプロモーション推進計画」を実行します。 | |
| 南町田駅周辺地区拠点整備事業 | 17億4,643万円 |
| 2019年秋のまちびらきを目指して、南町田駅周辺の土地区画整理事業を実施するとともに、自由通路の整備や鶴間公園再整備の設計をします。 | |

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等国際大会**キャンプ地招致・文化プログラム推進事業****3,906 万円**

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等を契機とし、スポーツ・文化・観光などあらゆる分野の振興を進め、まちの魅力向上及び地域の活性化に取り組みます。

町田薬師池公園四季彩の杜整備事業**4 億 5,344 万円**

町田薬師池公園四季彩の杜を整備するための用地取得や西園の整備、ゲートハウスの設計等を行います。

野津田公園スポーツの森整備事業**11 億 8,424 万円**

第二次野津田公園整備基本計画に基づき、用地取得等を進めます。また、陸上競技場の施設整備として、大型映像装置の整備や観客席増設の設計等を行います。

芹ヶ谷公園芸術の杜整備事業**5,578 万円**

芹ヶ谷公園再整備基本計画に基づき、さわやかみどりゾーンの設計と小田急線側の密集した樹木を間伐します。

公園・緑地整備事業**1 億 6,706 万円**

鶴川地域の観光拠点の一つとするため、香山緑地の基本構想を策定します。また、三輪緑地に管理棟を整備し、散策者の利便性向上を図ります。

スポーツをする場の環境整備事業**1 億 831 万円**

学校跡地や調整池、都市計画道路の高架下等、限られたスペースを有効に活用し、スポーツ施設を整備します。

中心市街地整備事業**2,357 万円**

『町田市中心市街地まちづくり計画「夢 かなうまちへ」』に基づき、中心市街地重点検討地区の整備検討を進めます。

外国人観光客等受入推進事業**1,115 万円**

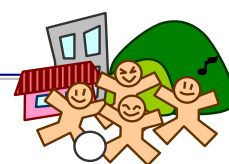
町田市に多くの外国人観光客を誘客するための受け入れ環境を整えます。

創業支援・企業等立地促進事業**3,133 万円**

市内産業の持続的な発展のため、創業の支援及び企業の立地を促進し、市内経済活動を活性化させ、雇用拡大につなげて税収増加を図ります。

高ヶ坂縄文時代遺跡公園整備事業**5,045 万円**

国指定史跡である高ヶ坂縄文時代遺跡のうち、牢場・八幡平遺跡の遺跡公園整備工事を行います。



暮らしやすいまちをつくる

多摩都市モノレール延伸促進事業**6,818 万円**

多摩都市モノレール延伸事業実施に向けた路線計画に関する調査検討を行います。
また、導入空間の確保に向け、都市計画道路の調査等を実施します。

小田急多摩線延伸促進事業**1,000 万円**

小田急多摩線の延伸事業実施に向けた必要な調査を相模原市と共同で実施します。

路線バス利用促進事業**7,135 万円**

小山田桜台バス停の乗り継ぎ拠点化を図り、唐木田方面へのバス路線導入に向けた検証運行を実施します。また、町田市役所市民ホール前バス停の発着場を増設します。

循環型施設整備事業**22 億 5,983 万円**

循環型社会の形成に向け、熱回収施設等（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）並びに、相原地区及び上小山田地区にごみの資源化施設の整備を進めます。

都市計画道路整備事業**4 億 8,324 万円**

円滑に移動できる道路網を実現するため、都市計画道路を整備します。

忠生 579 号線・忠生 630 号線新設改良事業**2 億 1 万円**

円滑な通行のため、都市計画道路と生活道路を結ぶ準幹線道路を整備します。

相原駅周辺街づくり事業**357 万円**

相原駅西口駅前及び東口のアクセス路沿道の土地利用について検討します。

鶴川駅周辺街づくり事業**8,679 万円**

「鶴川駅周辺再整備基本方針」に基づき、北口広場や南北自由通路の調査設計を行います。また、南口は土地区画整理事業やアクセス路の測量を行います。

水素ステーション誘致事業**1,440 万円**

水素社会の実現に向け、移動式水素ステーションの誘致を行います。

北部丘陵整備事業**2,932 万円**

里山環境の回復、保全を図るとともに、観光資源として活用することで、地域の活性化を目指します。

空家対策事業**931 万円**

「町田市空家0(ゼロ)計画」に基づき、空家の発生予防や未活用空家の不動産市場での流通などを促進するため、相談窓口の設置や空家の所有者等への支援を行います。



(2) その他の取り組み（行政経営改革プラン、公共施設等維持保全事業など）

公共施設等マネジメント事業**4,743 万円**

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実施するための実行計画「町田市公共施設再編計画」を策定します。

公共施設等維持保全事業**12 億 6,511 万円**

施設の安全性の確保と財政負担の平準化を図るため、計画的に施設の長寿命化工事を行います。

公共施設における行政サービス改革の推進**1,245 万円**

公共施設における行政サービスのあり方を見直し、施設の量、機能、コストの最適化を図ります。

（仮称）戦没者合同慰霊塔会館整備事業**5,300 万円**

戦争の悲惨さ、平和の尊さを将来に伝えるために、戦没者合同慰霊塔の近くに（仮称）戦没者合同慰霊塔会館を整備します。

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第13号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、職員の休業、休暇制度に係る条例（5本）の規定を一括して整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期流産休暇に関する規定を加えます。 ・ 介護休暇の分割取得に関する制限を緩和します。 ・ 介護時間に関する規定を加えます。 ・ 介護を行う職員の時間外勤務等の免除に関する規定を加えます。 ○ 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大に伴い、特別養子縁組の監護期間中にある子等に準ずる者に関する規定を加えます。 ・ 同一の子について複数回の育児休業を取得できる場合の特別の事情に関する規定を改めます。 ・ 介護時間の新設に伴い、育児に係る部分休業の取得時間の上限に関する規定を改めます。 ○ 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に関する規定を加えます。 ○ 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分休業、介護休暇及び介護時間に係る職員の給与の減額に関する規定を改めます。 ○ 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業職員が勤務しないときの給与の減額に関する規定を改めます。 ○ 平成29年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律 ○ 地方公務員法第26条の6第3項 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 老沼</p>	<p>電話</p>	<p>724-2761</p>

議案概要

議案名	第14号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の一部改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 番号法を引用する部分の条番号及び号番号を改めます。○ 情報提供等記録を訂正した場合の通知先に、条例に基づく事務関係情報照会者及び事務関係情報提供者を加えます。○ 平成29年5月30日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第6条			
問合せ先	総務部 市政情報課長 中島	電話	724-8407

議案概要

議案名	第15号議案 町田市土地開発基金条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 土地開発基金の運用額を見直すとともに、一部を処分することができるようにするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 土地開発基金の額を30億円から5億円に変更します。○ 必要があるときは、予算の定めるところにより土地開発基金に追加して積み立て、又はその一部を処分することができるよう、規定を整備します。○ 平成29年4月1日から施行します。 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 土地開発基金の額を減額することで発生した余剰金を取崩し、公共施設整備等基金へ積み立て、将来への投資の財源として活用します。			
問合せ先	財務部 財政課長 増山	電話	724-2149

議案概要

議案名	第16号議案 町田市消費生活センター条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 消費者安全法の改正に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 消費生活センターの名称に関する規定を加えます。○ 事業に関する規定を改めます。○ 消費生活相談員に関する規定を加えます。○ 情報の安全管理に関する規定を加えます。○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 消費者安全法第10条の2（消費生活センターの組織及び運営等）○ 消費者安全法施行規則第8条（消費生活センターの組織及び運営等の基準）			
問合せ先	市民部 男女平等・消費生活担当課長 横山	電話	725-8805

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第17号議案 町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 介護保険法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市高齢者在宅サービスセンターで行う事業に「第一号通所事業」を加えます。 ○ 法改正に合わせて、「地域密着型通所介護」「認知症対応型通所介護」「介護予防認知症対応型通所介護」に関する規定を加え、「地域支援事業」「特定疾病非該当者支援通所事業」「介護予防通所介護」に関する規定を削ります。なお、これらの業務については、改正前と改正後で利用者の受けるサービスに変更はありません。 ○ 平成29年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険法 			
<p>問合せ先</p>	<p>いきいき生活部 高齢者福祉課長 奥山</p>	<p>電話</p>	<p>724-2141</p>

議案概要

議案名	第18号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		
<p>【議案提出の目的】 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例（3本）の規定を一括して整理するため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童福祉法第6条の4第1項が第6条の4に改められたため、下記の条例について、同法を引用している部分の条項を改めます。<ul style="list-style-type: none">・町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例・町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例・町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例○ 平成29年4月1日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 児童福祉法等の一部を改正する法律			
問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 三橋	電話	724-2876

議案概要

議案名	第19号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例																																																																								
<p>【議案提出の目的】 学童保育クラブ育成料を改定するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 学童保育クラブ育成料を月額6,000円から月額9,000円に改めます。 ○ 平成30年4月1日から施行します。</p> <p>【補足説明】 ○ 教育・保育及び学童保育サービスを安定的に提供するために、公費による負担と利用者による負担の公平性を確保する観点から議論していただいた「町田市子ども・子育て会議」からの答申を踏まえ、学童保育クラブ育成料を改定するものです。 ○ 2015年度に開始した子ども・子育て支援新制度により、指導員を増員するなどした結果、学童保育事業の経費が増加しています。今後とも質の高い学童保育サービスを安定的・継続的に提供する必要があります。 ○ 町田市の学童保育クラブ育成料は、本条例第12条に減免できる旨の規定があり、本条例の施行規則第10条に減免できる場合の詳細を規定しています。今回の条例改正に合わせて応能負担の考えを取り入れた育成料にするため、本条例の施行規則も改正し、これまでよりきめ細かい減免区分を設定します。</p> <p>【参考】 ○ 規則改正も含めた新育成料の変更点 ・ 所得の低い世帯に配慮するため、世帯の市民税額に応じた5区分の減免を設定します。 ・ 多子世帯に配慮するため、同時に2人以上の児童が利用する場合の2人目以降の育成料は、月額3,000円に据え置くとともに、所得の低い世帯は月額1,500円とします。 ・ 減免・減額も含めた育成料は、下表のとおりとなります。</p> <p><新育成料（月額）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免階層</th> <th>所得割課税額</th> <th>育成料</th> <th>2人目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免区分1</td> <td>生活保護・非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>減免区分2</td> <td>均等割のみ課税世帯以上48,600円未満</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>減免区分3</td> <td>所得割課税48,600円以上60,000円未満</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>減免区分4</td> <td>所得割課税60,000円以上162,000円未満</td> <td>7,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>減免区分5</td> <td>所得割課税162,000円以上313,000円未満</td> <td>8,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>減免なし</td> <td>所得割課税313,000円以上</td> <td>9,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><モデルケースにおける改定額（月額）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減免階層</th> <th rowspan="2">世帯年収</th> <th colspan="3">児童1人で利用するケース</th> <th colspan="3">同時に2人以上の児童が利用するケース</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>差額</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免区分2</td> <td>約150万</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>0円</td> <td>6,000円</td> <td>4,500円</td> <td>-1,500円</td> </tr> <tr> <td>減免区分4</td> <td>約600万</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> <td>+1,000円</td> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> <td>+1,000円</td> </tr> <tr> <td>減免なし</td> <td>約950万</td> <td>6,000円</td> <td>9,000円</td> <td>+3,000円</td> <td>9,000円</td> <td>12,000円</td> <td>+3,000円</td> </tr> </tbody> </table>								減免階層	所得割課税額	育成料	2人目以降	減免区分1	生活保護・非課税世帯	0円	0円	減免区分2	均等割のみ課税世帯以上48,600円未満	3,000円	1,500円	減免区分3	所得割課税48,600円以上60,000円未満	6,000円	3,000円	減免区分4	所得割課税60,000円以上162,000円未満	7,000円	3,000円	減免区分5	所得割課税162,000円以上313,000円未満	8,000円	3,000円	減免なし	所得割課税313,000円以上	9,000円	3,000円	減免階層	世帯年収	児童1人で利用するケース			同時に2人以上の児童が利用するケース			改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	減免区分2	約150万	3,000円	3,000円	0円	6,000円	4,500円	-1,500円	減免区分4	約600万	6,000円	7,000円	+1,000円	9,000円	10,000円	+1,000円	減免なし	約950万	6,000円	9,000円	+3,000円	9,000円	12,000円	+3,000円
減免階層	所得割課税額	育成料	2人目以降																																																																						
減免区分1	生活保護・非課税世帯	0円	0円																																																																						
減免区分2	均等割のみ課税世帯以上48,600円未満	3,000円	1,500円																																																																						
減免区分3	所得割課税48,600円以上60,000円未満	6,000円	3,000円																																																																						
減免区分4	所得割課税60,000円以上162,000円未満	7,000円	3,000円																																																																						
減免区分5	所得割課税162,000円以上313,000円未満	8,000円	3,000円																																																																						
減免なし	所得割課税313,000円以上	9,000円	3,000円																																																																						
減免階層	世帯年収	児童1人で利用するケース			同時に2人以上の児童が利用するケース																																																																				
		改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額																																																																		
減免区分2	約150万	3,000円	3,000円	0円	6,000円	4,500円	-1,500円																																																																		
減免区分4	約600万	6,000円	7,000円	+1,000円	9,000円	10,000円	+1,000円																																																																		
減免なし	約950万	6,000円	9,000円	+3,000円	9,000円	12,000円	+3,000円																																																																		
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 佐藤				電話	724-4097																																																																			

議案概要

議案名	第20号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例																														
<p>【議案提出の目的】 保育料を改定するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育が必要な0歳～2歳児（3号認定）及び3歳～5歳児（2号認定）の保育標準時間（1日当たり最長11時間利用）の保育料を、C階層からD-24階層までの階層で月額100円から3,000円までの増額とし、保育短時間（1日当たり最長8時間利用）は、D-12階層からD-24階層までの階層で月額100円から1,000円までの増額とします。 ○ 保育標準時間と保育短時間の料金の差を、これまでの最大2,000円から最大4,000円に拡大します。 ○ 平成30年4月1日から施行します。 ※保育標準時間のA・B階層及び保育短時間利用のA階層からD-11階層までの保育料は変わりません。 ※平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除については、これまでどおり子どもが3人以上いる世帯に適用します。 <p>【補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育及び学童保育サービスを安定的に提供するために、公費による負担と利用者による負担の公平性を確保する観点から議論していただいた「町田市子ども・子育て会議」からの答申を踏まえ、保育料を改定するものです。 ○ 2015年度に開始した子ども・子育て支援新制度により、保育士等の処遇改善が行われるなど教育・保育サービスの拡充が図られ市の負担する教育・保育経費が増加しています。今後とも質の高い教育・保育を安定的・継続的に提供するため、経費に見合った利用者の負担を見直す必要があります。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデルケースにおける改定額 子ども1人の共働き世帯（0歳～2歳児（3号認定）・保育標準時間の場合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th colspan="3">保育料／月額</th> <th rowspan="2">差額</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約300万円</td> <td>D-3</td> <td>6,300円</td> <td>6,400円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>約600万円</td> <td>D-12</td> <td>29,700円</td> <td>30,800円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>約900万円</td> <td>D-17</td> <td>41,400円</td> <td>43,300円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>約1,200万円</td> <td>D-22</td> <td>53,000円</td> <td>55,600円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子どもが2人以上の世帯については、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無償になります。</p>				世帯の年収	保育料／月額			差額	階層区分	改定前	改定後	約300万円	D-3	6,300円	6,400円	100円	約600万円	D-12	29,700円	30,800円	1,100円	約900万円	D-17	41,400円	43,300円	1,900円	約1,200万円	D-22	53,000円	55,600円	2,600円
世帯の年収	保育料／月額				差額																										
	階層区分	改定前	改定後																												
約300万円	D-3	6,300円	6,400円	100円																											
約600万円	D-12	29,700円	30,800円	1,100円																											
約900万円	D-17	41,400円	43,300円	1,900円																											
約1,200万円	D-22	53,000円	55,600円	2,600円																											
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 押切	電話	724-2138																												

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第21号議案 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 国の家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準及び建築基準法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室等を4階以上に設ける建物の設備の基準を改めます。 ・ 保育士とみなすことができる者に准看護師を加えます。 ・ 小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例に関する規定を加えます。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法の改正に伴い、保育室等を4階以上に設ける建物の避難用屋内階段等の設備基準が変わります。 ○ 保育士とみなすことができる者や職員配置を緩和することで、保育の担い手を確保することや保育士の勤務環境改善を図ります。 			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 子育て推進課長 田中</p>	<p>電話</p>	<p>724-4468</p>

議案概要

議案名	第 2 2 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 東京都河川流水占用料等徴収条例の改正に合わせて、町田市の特定公共物の占用料を東京都の河川等の占用料と同額に改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 占用料の額を改めます。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 228 条（分担金等に関する規制及び罰則） ○ 平成 29 年 4 月 1 日から施行します。</p>			
問合せ先	建設部 道路管理課長 稲垣	電話	724-2927

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第23号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 「町田都市計画竹桜地区地区計画」の都市計画変更に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田都市計画竹桜地区地区計画の告示番号を都市計画変更時の告示番号に改めます。 ※（旧）平成9年4月町田市告示第25号 ⇒ （新）平成28年12月町田市告示359号 ○ 公布の日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 建築基準法第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限）</p> <p>【改正により何が変わるか】 ○ 本条例の適用区域が、都市計画変更された地区整備計画区域と整合します。</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課長 瀬戸口</p>	<p>電話</p>	<p>724-4413</p>

議案概要

議案名	第24号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
公職選挙法施行令の改正に伴う国政選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引き上げに合わせて、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を引き上げるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 選挙運動用自動車の使用の公費負担額について、自動車の借入れ契約及び自動車の燃料の供給に関する契約に係る限度額を改めます。			
	区分	現行	改正後
	自動車借入れ（1日当たり）	15,300円	15,800円
	燃料費（1日当たり）	7,350円	7,560円
○ ビラ及びポスターの作成の公費負担額について、1枚当たりの作成単価に係る限度額を改めます。			
・ 選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額（対象は市長選挙のみ）			
	区分	現行	改正後
	1枚当たりの作成単価	7円30銭	7円51銭
・ 選挙運動用ポスター			
＜ポスター掲示場の数が500以下の場合＞			
	区分	現行	改正後
	① 1枚当たりの算定基礎額	510円48銭	525円6銭
	② 算定基礎定額	301,875円	310,500円
※ 作成単価の限度額 = (①×掲示場数+②) / 掲示場数			
＜ポスター掲示場の数が500を超える場合＞			
	区分	現行	改正後
	③ 500を超える1枚当たりの算定基礎額	26円73銭	27円50銭
	④ 算定基礎定額	557,115円	573,030円
※ 作成単価の限度額 = (③×500を超える数+④) / 掲示場数			
【議案の法的根拠】			
○ 公職選挙法第141条第8項（自動車、船舶及び拡声機の使用）			
○ 公職選挙法第142条第11項（文書図画の頒布）			
○ 公職選挙法第143条第15項（文書図画の掲示）			
○ 公職選挙法施行令第109条の4（自動車の使用の公営）			
○ 公職選挙法施行令第109条の8（ビラの作成の公営）			
○ 公職選挙法施行令第110条の4（ポスターの作成の公営）			
問合せ先	選挙管理委員会事務局課長 神田		電話 724-2168

議案概要

議案名	第 2 5 号議案 包括外部監査契約の締結について		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づく包括外部監査契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 町田市では、2007 年 4 月から市政運営のチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図るため、包括外部監査制度を導入しています。</p>			
<p>○ 市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し監査を行うために契約をするものです。</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第 252 条の 36 第 1 項</p>			
<p>【契約の概要】</p>			
<p>○ 契約目的 : 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p>			
<p>○ 契約金額 : 12,000,000 円を上限とする額</p>			
<p>○ 契約の相手方 : 住所 神奈川県相模原市南区上鶴間本町四丁目 4 番 16 号 氏名 辰巳 英城 資格 公認会計士</p>			
<p>○ 契約期間 : 2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで</p>			
<p>【過去の実績】</p>			
<p>○ 2016 年度 : (テーマ) 町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について (包括外部監査人) 辰巳 英城 (契約金額) 12,000,000 円</p>			
<p>○ 2015 年度 : (テーマ) 町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円</p>			
<p>○ 2014 年度 : (テーマ) 委託に関する事務の執行について (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円</p>			
<p>○ 2013 年度 : (テーマ) 債権の管理等に関する事務の執行について (包括外部監査人) 宮本 和之 (契約金額) 12,000,000 円</p>			
<p>○ 2012 年度 : (テーマ) 介護保険等に関する事務の執行について (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 13,500,000 円</p>			
<p>○ 2011 年度 : (テーマ) ごみ処理に関する事務の執行について (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 13,500,000 円</p>			
<p>○ 2010 年度 : (テーマ) 施設の管理運営について-行政コストの実態と受益者負担のあり方- (包括外部監査人) 伊東 敏 (契約金額) 15,000,000 円</p>			
<p>○ 2009 年度 : (テーマ) 下水道事業等について (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円</p>			
<p>○ 2008 年度 : (テーマ) 補助金等について (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円</p>			
<p>○ 2007 年度 : (テーマ) 土地の取得、処分及び管理等について (包括外部監査人) 野辺地 勉 (契約金額) 17,000,000 円</p>			
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 高橋	電話	724-2503

議案概要

議案名	第26号議案 小野路球場夜間照明施設設置工事請負契約の変更契約		
<p>【議案提出の目的】 秋の長雨の影響により工事に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 履行期限について、2017年3月17日を2017年3月30日に変更する。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p>【変更契約の概要】 ○ 契約目的 小野路球場夜間照明施設設置工事 ○ 契約金額 560,811,600円 ○ 契約相手方 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60 31階 九電工・協立特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 九電工 東京本社 代表取締役副社長執行役員東京本社代表 猪野 生紀</p> <p>○ 工 期 ・ 変更前の工期 契約確定の日（2016年6月24日）から2017年3月17日まで ・ 変更後の工期 契約確定の日（2016年6月24日）から2017年3月30日まで</p>			
問合せ先	財務部 契約課長 白川 財務部 営繕課長 徳重	電話	724-2523 724-1293

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第27号議案 東急田園都市線南町田駅南北自由通路整備事業及び南町田駅改札等設置事業に係る工事に関する施行協定</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>南町田駅に自由通路を整備し、これに伴う改札口等を移設するため、東京急行電鉄株式会社と施行協定を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>南町田駅東側に南北自由通路を整備します。また、整備に伴い改札口等を移設します。</p>			
<p>○ 事業の概要</p>			
<p>・ 所在 町田市鶴間1丁目15番地先 東急田園都市線南町田駅</p>			
<p>・ 南北自由通路整備 延長 47m 幅員 6.1m (東急電鉄が整備する通路とあわせて、歩行空間は7.1mになります)</p>			
<p>・ 改札口等移設 改札口、駅務室、トイレ等</p>			
<p>The map shows the station area with labels for '南北自由通路整備' (North-South Free Passage Improvement) in blue and '改札口等設置' (Ticket Gate etc. Installation) in orange. It also indicates directions '至中央林間' (to Nakayama) and '至渋谷' (to Shibuya).</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第96条第1項第5号 (契約の締結) ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項 (議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条 (議決に付すべき契約)</p>			
<p>【協定の概要】</p>			
<p>○ 協定目的 ・ 東急田園都市線南町田駅南北自由通路整備事業及び南町田駅改札等設置事業に係る工事</p>			
<p>○ 協定金額 ・ 2,166,760,000円</p>			
<p>○ 協定相手方 ・ 東京都渋谷区南平台町5番6号 東京急行電鉄株式会社 取締役社長 野本 弘文</p>			
<p>○ 協定期間 ・ 2017年4月3日から2020年3月31日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>建設部 建設総務課長 遠藤</p>		<p>電話 724-1120</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第28号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業執行に関する協定の一部を変更する協定</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業について、2016年11月28日付けで施行認可を受けた事業計画に沿って金額を変更するために、協定を変更するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 事業の施行にあたり、道路・雨水調整池等の各施設の実施設計、東京都知事の施行認可、社会資本整備総合交付金の審査において事業計画の変更が生じたため、事業費を変更するものです。</p>			
<p>○ 施行認可を受けた事業計画内容</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可日：2016年11月28日 (28都市整区第334号) ・ 事業区域：約18.2ha ・ 事業施行者：東京急行電鉄株式会社、町田市、株式会社東急レクリエーション 			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約） 			
<p>【協定の概要】</p>			
<p>○ 協定目的</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業の事業執行 			
<p>○ 協定金額</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の金額 1,379,223,000円 ・ 変更後の金額 1,704,946,000円 			
<p>○ 協定相手方</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業共同施行者 代表施行者 東京都渋谷区南平台町5番6号 東京急行電鉄株式会社 取締役社長 野本 弘文 			
<p>○ 協定期間</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理法第3条に規定する事業認可日（2016年11月28日）から2021年3月31日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 都市政策課長 神蔵</p>	<p>電話</p>	<p>724-4248</p>

議案概要

議案名	第29号議案 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業鶴間公園南調整池再整備工事（施行地区外流域分工事）に関する施行協定の一部を変更する協定
-----	--

【議案提出の目的】

町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業について、2016年11月28日付けで施行認可を受けた事業計画に沿って金額を変更するために、協定を変更するものです。

【議案の内容】

- 事業の施行にあたり、道路・雨水調整池等の各施設の実施設計、東京都知事の施行認可、社会資本整備総合交付金の審査において事業計画の変更が生じたため、事業費を変更するものです。
- 施行認可を受けた事業計画内容
 - ・ 認可日 : 2016年11月28日
(28都市整区第334号)
 - ・ 事業区域 : 約18.2ha
 - ・ 事業施行者 : 東京急行電鉄株式会社、町田市、株式会社東急レクリエーション



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）

【協定の概要】

- 協定目的
 - ・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業鶴間公園南調整池再整備工事（土地区画整理事業施行地区外流域分工事）
- 協定金額
 - ・ 変更前の金額 946,270,000円
 - ・ 変更後の金額 1,054,987,000円
- 協定相手方
 - ・ 町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業共同施行者
代表施行者
東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 野本 弘文
- 協定期間
 - ・ 社会資本整備総合交付金交付決定通知日（2016年12月22日）から
2021年3月31日まで

問合せ先	都市づくり部 都市政策課長 神蔵	電話	724-4248
------	------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第30号議案 土地の買入れについて</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>町田市土地開発公社が代行取得した町田市都市計画緑地事業第32号香山緑地用地13,425.06㎡を買い戻すものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 買入予定日</p>	<p>2017年3月10日</p>		
<p>○ 買入相手方</p>	<p>町田市土地開発公社</p>		
<p>○ 買入所在地</p>	<p>町田市能ヶ谷二丁目 1018番1</p>		
	<p>同 所</p>	<p>1018番2</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1018番3</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1018番4</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1018番5</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1018番6</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1018番7</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1019番11</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1020番</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1023番</p>	
	<p>同 所</p>	<p>1024番</p>	
<p>○ 買入面積</p>	<p>13,425.06㎡</p>		
<p>○ 買入価格</p>	<p>251,478,554円</p>		
	<p>※ 事業区域内(1.7ha)用地の約80.3%(1.3ha)を取得します。</p>		
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条</p>	<p>(議会の議決に付すべき財産の取得または処分)</p>		
<p>香山緑地案内図</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 公園緑地課長 萩野</p>	<p>電話</p>	<p>724-4397</p>

議案概要

議案名	第31号議案 町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約の一部を変更する契約						
<p>【議案提出の目的】 下水道工事の工期延長に伴い、町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約の契約期間を変更するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 本業務委託のうち一部の工事案件においては、東京都の道路事業（町田街道及び芝溝街道）の道路工事が遅延したため下水道工事の着手ができず、工期内に完了が困難となり、業務委託契約の履行期限を変更するものです。</p> <p>○ 業務委託変更概要 <履行期限></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2017年3月31日</td> <td style="text-align: center;">2017年10月31日</td> </tr> </table>				変更前	変更後	2017年3月31日	2017年10月31日
変更前	変更後						
2017年3月31日	2017年10月31日						
<p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）</p> <p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議案に付すべき契約）</p>							
<p>【契約の概要】</p> <p>○ 契約件名 町田市公共下水道事業（2015年度から2016年度までの事業の一部）に関する業務委託契約</p> <p>○ 契約金額 1,312,924,000円</p> <p>○ 契約の相手方 東京都八王子市子安町四丁目7番1号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長 大原 正行</p> <p>○ 契約期間の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の期間 2015年7月1日から2017年3月31日まで ・ 変更後の期間 2015年7月1日から2017年10月31日まで 							
問合せ先	下水道部 下水道整備課長 野田	電話	724-4296				

議案概要

議案名	第32号議案 町田市公共下水道事業（2017年度から2018年度までの事業の一部）に関する業務委託契約
-----	---

【議案提出の目的】

市街化区域の汚水管渠整備のほか、浸水被害を軽減させるための雨水管渠整備の促進を図るため、事業の一部を公益財団法人東京都都市づくり公社へ委託するものです。

【議案の内容】

- 公共下水道事業区域内における、汚水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部を委託するものです。
- 業務委託概要

＜汚水管渠整備事業＞

工事件名等	内 容
相原町汚水枝線工事	管径 200mm、約 1,220m
野津田町汚水枝線工事	管径 200mm、約 498m
道路関連工事	道路管理者指示による移設工事など
調査、設計	将来工事の事前調査、設計
支障処理	他企業管の移設補償

＜雨水管渠整備事業＞

工事件名等	内 容
鶴間雨水枝線工事	管径 1,500mm、約 130m
調査、設計	将来工事の事前調査、設計
支障処理	他企業管の移設補償

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議案に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約の目的 公共下水道事業計画区域内における、汚水枝線及び雨水幹線等の整備事業の一部の業務委託
- 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約
- 契約金額 951,600,000円
- 契約の相手方 東京都八王子市子安町四丁目7番1号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 契約の期間 2017年4月1日から2019年3月31日まで

問合せ先	下水道部 下水道整備課長 野田	電話	724-4296
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第 3 3 号議案 町田市公共下水道根幹的施設(鶴川ポンプ場)の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定		
【議案提出の目的】			
2015 年 6 月に締結した「町田市公共下水道根幹的施設(鶴川ポンプ場)の建設工事委託に関する協定」について、鶴川ポンプ場の沈砂池設備更新工事が完了することにより、協定を変更するものです。			
【議案の内容】			
○ 鶴川ポンプ場の沈砂池設備更新工事が完了することで、協定金額の清算を行うため「町田市公共下水道根幹的施設(鶴川ポンプ場)の建設工事委託に関する協定」の一部を変更する協定を締結するものです。			
期間	工事件名	変更前	変更後
2015 年度～2016 年度	鶴川ポンプ場 沈砂池設備工事一式	272,400 千円	184,500 千円
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結)			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議案に付すべき契約)			
【契約の概要】			
○ 協定件名	町田市公共下水道根幹的施設(鶴川ポンプ場)の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定		
○ 協定金額の変更	変更前の金額	272,400,000 円	
	変更後の金額	184,500,000 円	
○ 協定締結先	東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 地方共同法人 日本下水道事業団 理事長 辻原 俊博		
問合せ先	下水道部 水再生センター所長 田中	電話	720-1825

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第34号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、私道移管事業により移管された道路、国道整備により築造された地下通路及び土地区画整理事業予定の区域内に存する都道を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 907 号線その他の合計 18 路線 総延長 1,894mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第35号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p>【議案提出の目的】 道路として機能のない路線及び土地区画整理事業の区域内に存する路線を廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 鶴川 329 号線その他の合計 6 路線 総延長 829mの市道を廃止します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>建設部 道路用地課長 永野</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第36号議案町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

市民または町田市に関係ある個人もしくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上などに多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。

【議案の内容】

○ 今回の一般表彰の該当者は、個人 65 名、団体 13 組、合計 78 件です。

<該当者内訳>

	個人 (連名含む)	団体	計
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	3	/	3
民生委員・児童委員兼社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	9	/	9
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	2	/	2
赤十字奉仕団役員として献血奉仕活動に尽力	1	/	1
福祉のまちづくり推進協議会委員として福祉のまちづくりの普及推進に尽力	1	/	1
消防団員として災害防止活動に尽力	14	/	14
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	4	4
地域自治の振興に尽力	1	/	1
社会教育の振興に尽力	2	/	2
体育の振興に尽力	4	3	7
文化芸術の振興に尽力	10	4	14
保護司として住民の福祉向上に尽力	6	/	6
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	4	/	4
国際交流の推進に尽力	/	1	1
市の公益のために寄附	8	1	9
計	65	13	78

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例
- 町田市表彰条例施行規則

問合せ先	政策経営部 秘書課長 水越	電話	724-2100
------	---------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第37号議案 指定金融機関の指定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 本年7月1日から、新たに市の公金の収納及び、支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定金融機関 株式会社 横浜銀行 ○ 指 定 期 間 2017年7月1日から2019年6月30日まで <ul style="list-style-type: none"> ※ 現在の指定金融機関である株式会社八千代銀行との契約は2017年6月30日をもって満了となります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第235条第2項（金融機関の指定） ○ 地方自治法施行令第168条第2項（指定金融機関等） <p>【過去の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2003年7月から下記二行による2年間ごとの輪番制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八千代銀行 ・ 横浜銀行 			
<p>問合せ先</p>	<p>会計課長 鈴木</p>	<p>電話</p>	<p>724-2196</p>



この冊子は、400部作成し、1部あたりの単価は386円です（職員人件費を含みます）。